

不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン（案） （概要版）

目次（ガイドラインの構成）

第1編：総説

- 第1章：はじめに
- 第2章：本法の趣旨及び概要
- 第3章：用語の定義
- 第4章：本法において可能な行政対応とその対象者
- 第5章：不法・危険盛土等事案

本ガイドラインの位置づけ等について記載

第2編：日常的な行政対応

- 第1章：盛土等に関する情報の管理
- 第2章：不法・危険盛土等の監視・発見

不法・危険盛土等の早期発見、早期対応に向け行政が日常的に実施すべき事項について記載

第3編：不法・危険盛土等発見後の行政対応

- 第1章：不法・危険盛土等発見後の行政対応
- 第2章：現状把握
- 第3章：危険な盛土等の緊急対応
- 第4章：監督処分
- 第5章：改善命令等
- 第6章：行政代執行
- 第7章：刑事告発
- 第8章：その他

不法・危険盛土等を発見した後の、現状把握における事実認定の方法、緊急対応方法、行政処分の要件と内容等について記載

第4編：関係部局等との連携

- 第1章：関係部局等との連携の在り方
- 第2章：民間事業者等との連携の在り方

各ステップにおける関係部局等との連携方法について記載

1章 はじめに

- ガイドライン策定の背景・目的
 - ・熱海の土石流災害や全国の盛土崩落事案等を踏まえた盛土規制法の制定
 - ・盛土規制法の実効性の確保の重要性
 - ・地方公共団体による不法・危険盛土等への対処が適切に行われるようガイドラインを整備すること
- 不法・危険盛土等への対処にあたっての基本的事項
 - ・行政指導に頼らず、躊躇なく行政処分を実施するという行政の意識改革の重要性
 - ・他の土地利用規制担当部局や廃棄物規制担当部局、警察等の関係部局と連携して対応することの重要性
- その他
 - ・ガイドラインについて、法施行後の執行事例等を踏まえ、適宜更新を行う

2章 本法の趣旨及び概要

- ・盛土規制法の概要

3章 用語の定義

4章 本法において可能な行政対応とその対象者 ⇒P.3～6

- 立入検査、報告徴取、監督処分、改善命令等の相手方
- 具体的なケースにおける関係者の本法における位置づけ

5章 不法・危険盛土等事案

- 過去の不法・危険盛土等事案の傾向と課題
 - ・人目のつかない山間部や、車両のアクセスが良く交通量が少ない高速道路や幹線道路沿いで、建設残土を処理するため盛土が行われる傾向がある
- 過去の不応・危険盛土等事案に対する行政対応の特徴
 - ・行政指導を繰り返し、結果として盛土の崩落を招いた事案が見られる
- 過去の事案を踏まえた教訓
 - ・いたずらに行政指導を繰り返さず、躊躇なく行政処分を実施すること
 - ・災害防止のため必要な場合は躊躇なく行政代執行を実施すること

4章 本法において可能な行政対応とその対象者

◆本法において可能な行政対応とその対象者

		条項	概要（都道府県知事等の権限）	対象者	参照先
現状把握	立入検査	法第24条 〔法第43条〕	行政処分等を行うために必要がある場合に、盛土等が行われている土地へ立ち入り、当該土地や当該土地において行われている工事の状況を検査すること	—	3編 2章 2.4
	報告徴取	法第25条 〔法第44条〕	土地又はその土地で行われている盛土等行為に対して、工事の状況について報告を求めること	土地所有者、管理者、占有者	3編 2章 2.5
緊急対応	監督処分	法第20条第4項 〔法第39条第4項〕	左記条文に定められている要件を満たす場合は、 弁明の機会の付与手続を省略し、行われている工事の停止命令を行うこと（緊急工事停止命令）	工事主/工事請負人（下請人含む）/現場管理者/工事従事者	3編 3章 4章
	行政代執行	法第20条第5項第3号 〔法第39条第5項第3号〕	特別緊急代執行として、 法第20条第2項または3項の規定を省略して、行政庁が自ら災害防止措置を講ずること（特別緊急代執行）	—	3編 3章 6章
行政処分等	監督処分	法第20条第1項 〔法第39条第1項〕	許可された工事の 許可の取り消し	偽りその他不正の手段により許可を受けた者/条件に違反した者（工事主）	3編 4章
		法第20条第2項 〔法第39条第2項〕	行われている工事の 工事停止命令 や、 災害防止措置命令 を対象者に発すること	工事主/工事請負人（下請人含む）/現場管理者	
		法第20条第3項 〔法第39条第3項〕	工事が行われた土地の 使用禁止・制限、災害防止措置命令 を対象者に発すること	土地所有者、管理者、占有者/工事主	
	改善命令等	法第23条第1項 〔法第42条第1項〕	土地の利用状況等からみて相当な限度での改善命令 を対象者に発すること	土地又は擁壁等の所有者、管理者、占有者	3編 5章
		法第23条第2項 〔法第42条第2項〕	土地の利用状況等からみて相当な限度での改善命令 を対象者に発すること	その行為をした者（土地所有者等以外の者で、宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によって災害の発生のおそれが生じたことが明らかである行為をした者）	
		法第22条第2項 〔法第41条第2項〕	災害の防止のため必要があると認めるときの、 災害防止のため必要な措置の勧告	土地所有者、管理者、占有者/工事主/工事施行者	
わ行ない処分等に 従	行政代執行	法第20条第5項第1号 〔法第39条第5項第1号〕	緩和代執行 として、行政庁が自らの判断で災害防止措置を講ずること	—	3編 6章
		法第20条第5項第2号 〔法第39条第5項第2号〕	災害防止措置を命ずるべき者を確知できない場合の 略式代執行	—	
	告発	罰条 〔法第55条～法第61条〕	警察に 告発 し、違反者の 処罰 を求めること	違反者	3編 7章

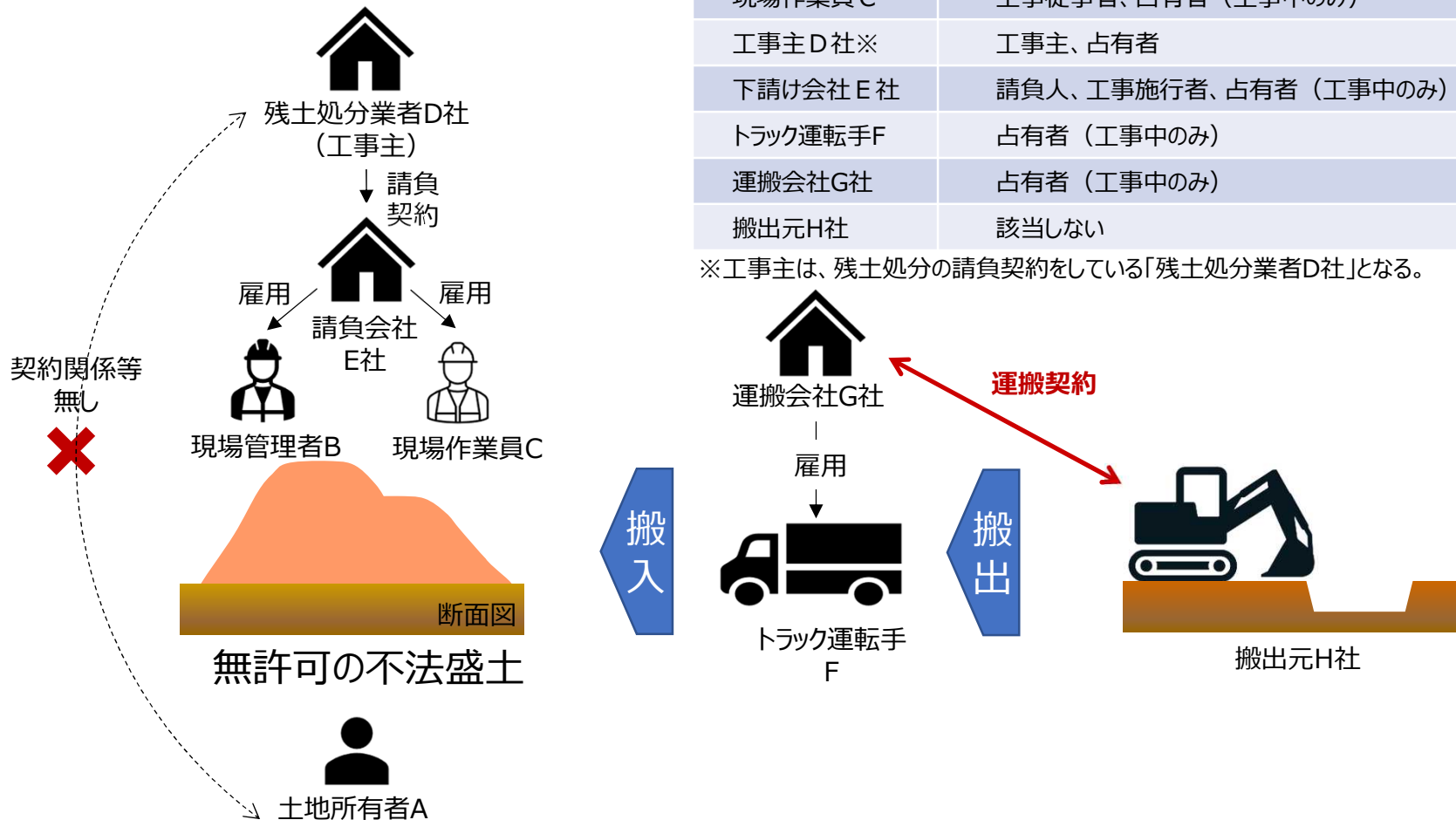
4章 本法において可能な行政対応とその対象者

◆典型的な不法・危険盛土等への場面

- 典型的な不法・危険盛土等への対応場面における関係者の本法における位置付け
 <ケース1>

関係者	本法における位置付け
土地所有者A	土地所有者
現場管理者B	現場管理者、占有者（工事中のみ）
現場作業員C	工事従事者、占有者（工事中のみ）
工事主D社※	工事主、占有者
下請け会社E社	請負人、工事施行者、占有者（工事中のみ）
トラック運転手F	占有者（工事中のみ）
運搬会社G社	占有者（工事中のみ）
搬出元H社	該当しない

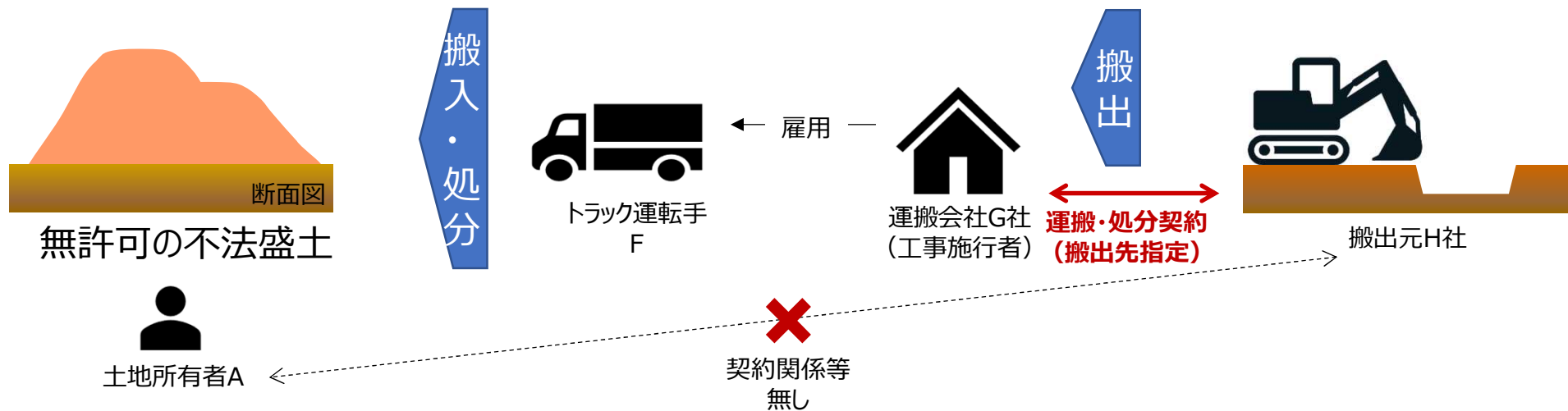
※工事主は、残土処分の請負契約をしている「残土処分業者D社」となる。



4章 本法において可能な行政対応とその対象者

◆典型的な不法・危険盛土等への場面

- 典型的な不法・危険盛土等への対応場面における関係者の本法における位置付け
 <ケース2>



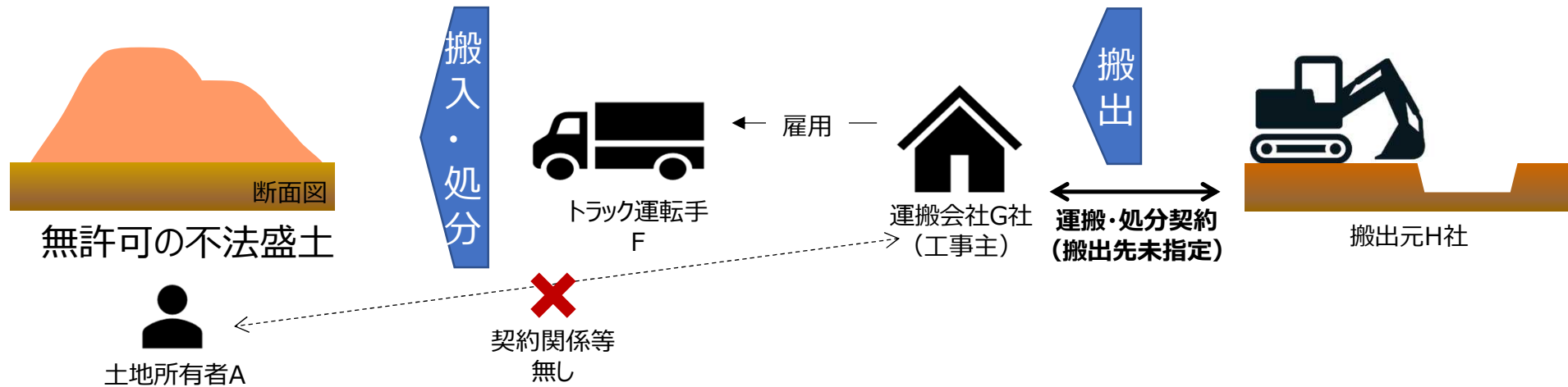
関係者	本法における位置付け
土地所有者A	土地所有者
トラック運転手F	工事従事者、占有者（工事中のみ）
運搬会社G社	請負人、工事施行者、占有者（工事中のみ）
搬出元H社	工事主、占有者

※工事主は、処分場所を指定のうえで残土の運搬、処分を契約している「搬出元H社」となる。

4章 本法において可能な行政対応とその対象者

◆典型的な不法・危険盛土等への場面

- 典型的な不法・危険盛土等への対応場面における関係者の本法における位置付け
 <ケース3>



関係者	本法における位置付け
土地所有者A	土地所有者
トラック運転手F	工事従事者、占有者（工事中のみ）
運搬会社G社	工事主、占有者
搬出元H社	該当しない

※工事主は、自ら残土処分場所を決定している「運搬会社G社」となる。

1章 盛土等に関する情報の管理

- 1.1 台帳による許可・届出等の情報整理
- 1.2 行政対応の記録の情報管理
- 1.3 関係部局間での情報共有

2章 不法・危険盛土等の監視・発見

- 2.1 パトロールによる発見
- 2.2 関係部局等との連携による発見
- 2.3 地域住民による通報
- 2.4 衛星画像解析等を用いた盛土等の監視・発見

1章 盛土等に関する情報の管理（概要）

1.1 台帳による許可・届出等の情報整理

- 盛土規制法に基づく許可・届出等について、台帳に整理すべき情報
- 台帳の作成例

1.2 行政対応の記録の情報管理

- 行政指導や処分、その後の是正等について記録・管理することが重要（行政指導や、立入検査、報告徴取内容のほか、適宜写真や動画を撮影し、電話での行政指導記録なども記録・管理を行い、行政対応の経緯や是正措置の実施状況の時系列が把握できるようにしておく）
- 告発にあたって記録すべき事項（時刻、場所、対応方法、相手方、言動や得た情報等を詳細に記録）

1.3 関係部局間での情報の共有

- 地方公共団体における盛土規制法担当部局と土地利用規制担当部局、廃棄物規制担当部局や警察等の関係部局間で情報共有を図ることの必要性
- 情報共有が必要な事項
 - ✓ 日常：許可・届出情報、パトロール計画と結果
 - ✓ 不法・危険盛土等の発見時：場所、行為者、土地所有者、概略規模、許可・届出の有無と内容、廃棄物、汚染土壌の可能性等
- 情報共有手段としては、関係部局による定期的な連絡会議のほか、メールや電話等で即座に共有できる日常的な連絡体制を構築することが重要
- 地方公共団体による情報共有事例
 - ・庁内の共有サーバーや盛土監視システム・許可データベース等を用いた盛土情報の管理・共有
 - ・関係部局による定期的な連絡会議の実施

2章 不法・危険な盛土等の監視・発見（概要）

2.1 パトロールによる発見

- 地方公共団体職員によるパトロールの実施方法、体制、留意点
 - ・不要・危険盛土等が行われやすい地域について重点的に対応するなど計画的に実施すること
 - ・パトロールの体制を構築しがたい場合などは業務委託することも考えられること
 - ・違反性・危険性が疑われる盛土等を発見した場合の対応方法を事前に決めておくこと
 - ・地方公共団体におけるパトロールによる発見に向けた事例（パトロールの体制、頻度等）
 - ・過積載や不正改造車を発見した場合には、不法・危険盛土等発見の端緒となる場合も考えられることから、警察に通報するなど連携して対応

2.2 関係部局等との連携による発見

- 関係部局等と連携した方法、違反性・危険性が疑われる盛土等の監視・発見方法
 - ・土地利用規制担当部局等の関係部局との盛土等の許可・届出情報の共有
 - ・土地利用規制担当部局や廃棄物規制担当部局、公共施設管理担当部局、警察等の関係部局が実施するパトロールルートを踏まえた効率的なパトロールの実施
 - ・関係部局が実施するパトロールにより違反性・危険性が疑われる盛土等を発見した場合の情報共有
 - ・民間団体等と協定を締結し、違反性・危険性が疑われる盛土等の発見時に情報提供を求める取組

2.3 地域住民による通報

- 地域住民の通報を促す方法や取組み事例
 - ・盛土規制法における地域住民等が通報しやすい環境の整備（許可一覧の公表・許可を受けている旨の標識の現地掲示）
 - ・地方公共団体における通報窓口の設置、通報アプリの導入

2.4 衛星画像解析等を用いた盛土等の監視・発見

- ・2 時期の衛星画像の差分解析による盛土等の地形改変の疑いがある箇所の抽出
- ・ドローンの活用

第3編 不法・危険盛土等発見後の行政対応（目次・全体像）

1章 不法・危険盛土等発見後の行政対応

- 1.1 不法・危険盛土等発見後の行政対応
- 1.2 行政処分の対象となる不法・危険盛土等
- 1.3 行政指導の基本的考え方

2章 現状把握

- 2.1 趣旨
- 2.2 把握すべき事項
- 2.3 立入検査
- 2.4 報告徴取
- 2.5 その他の方法

3章 危険な盛土等の緊急対応

- 3.1 趣旨
- 3.2 緊急対応の流れ
- 3.3 緊急対応が必要な盛土
- 3.4 周辺住民への周知等
- 3.5 応急対策工事
- 3.6 他部局等との連携

4章 監督処分

- 4.1 趣旨
- 4.2 監督処分の要件及び命令可能な相手方
- 4.3 監督処分の実施方法
- 4.4 監督処分の内容（命令書の記載事項）

5章 改善命令等

- 5.1 趣旨
- 5.2 改善命令の要件等
- 5.3 改善命令等の実施方法
- 5.4 改善命令の内容（命令書の記載事項）
- 5.5 勧告（法第22条〔法第41条〕第2項）

6章 行政代執行

- 6.1 趣旨
- 6.2 行政代執行の要件
- 6.3 行政代執行の進め方
- 6.4 災害防止措置の実施
- 6.5 費用の徴収
- 6.6 代執行後の土地及び代執行において設置した工作物の管理

7章 刑事告発

- 7.1 趣旨
- 7.2 告発に向けた基本的な考え方
- 7.3 告発の手順
- 7.4 留意事項

8章 その他

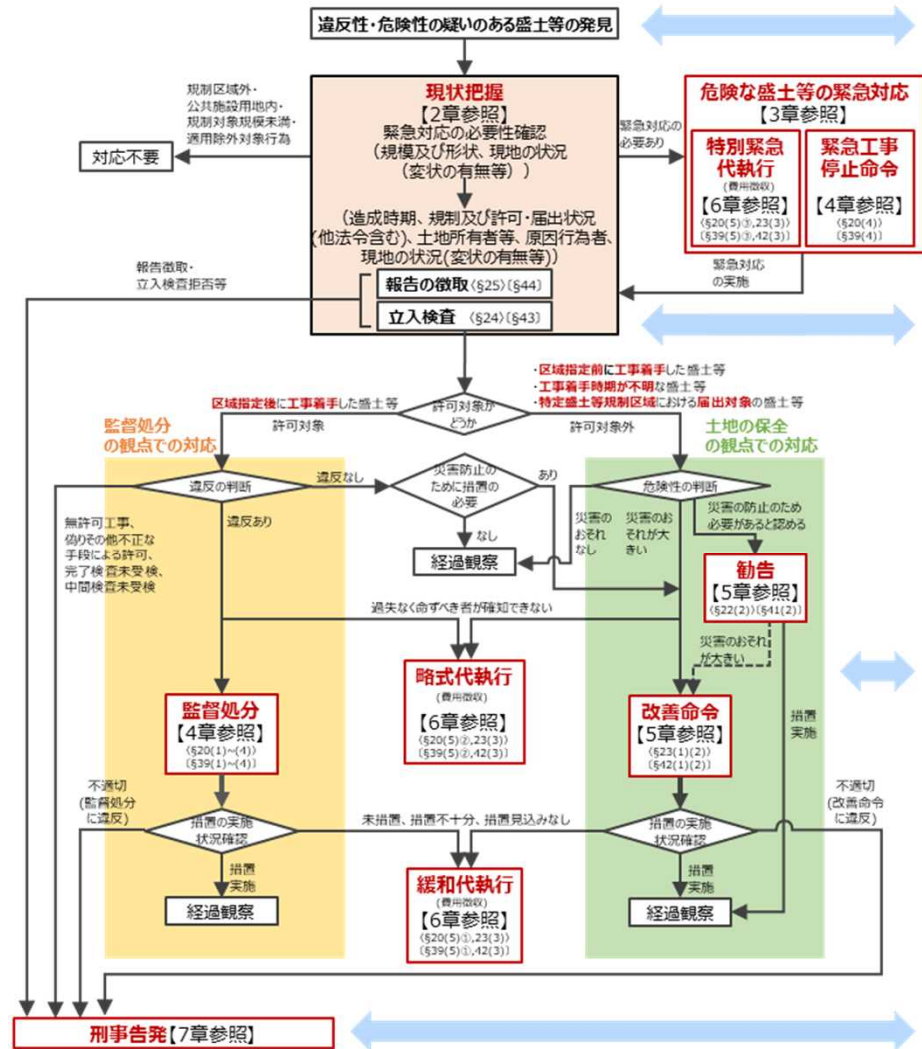
- 8.1 法人が解散した場合の取り扱い
- 8.2 土地所有者等が外国人であった場合の対応
- 8.3 所有者不明土地における不法・危険盛土等への対応方法
- 8.4 土石の堆積が不法・危険盛土等とならないための対応方法
- 8.5 一体性の判断方法

1章 不法・危険盛土等発見後の行政対応

1.1 不法・危険盛土等発見後の行政対応

◆不法・危険盛土等発見後からの行政対応フロー

- (1) 違反性・危険性の疑いがある盛土等の発見
- (2) 現状把握 → 第2章参照
発見された盛土等については、まず、緊急対応の必要性を判断する。また、その後の行政対応を実施するために必要な情報について、報告徴取や立入検査等により把握する。
- (3) 危険な盛土等の緊急対応 → 第3章参照
発見された盛土等について、緊急対応の必要があると判断された場合は、周辺住民等への周知、応急対策工事等の緊急的な対応を行う。
- (4) 行政処分等
 - ① 監督処分 → 第4章参照
発見された盛土等について、違反性が確認された場合は、監督処分（工事停止命令、災害防止措置命令等）を行う。
 - ② 改善命令等 → 第5章参照
発見された盛土等について、危険性が確認された場合は、改善命令等を行う。
- (5) 行政代執行 → 第6章参照
監督処分、改善命令の対象となる盛土等について、災害防止措置を命令された者が、命令に応じない場合などは、行政代執行を行う。
- (6) 刑事告発 → 第7章参照
無許可の盛土等や命令違反など、罰則行為に該当する場合には、速やかに刑事告発の検討を行う。



関係部局等との連携（第4編）

※随時、関係部局や関係機関等との連携を行うこと

※条項の標記 < >書き：宅地造成等工事規制区域に関する条項
()書き：特定盛土等規制区域に関する条項

1章 不法・危険盛土等発見後の行政対応

1.1 不法・危険盛土等発見後の行政対応

◆ 監督処分・改善命令の違い

- 本法では、不法・危険盛土等に対する行政処分の方法として、「監督処分」と「改善命令」の2種類がある。
- 監督処分については、原則として、許可制度上の違反がある盛土等が対象となる。
- 改善命令については、原則として、許可制度の対象外であるものの、危険性のある盛土等が対象となる。

	監督処分（法第20条〔法第39条〕）			改善命令（法第23条〔法第42条〕）		
前提事項	法第12条（宅地造成等に関する工事の許可） 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事について、工事主は、当該工事に着手する前に、都道府県知事等の許可を受けなければならないことを規定。			法第22条（土地の保全等） 宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含め、宅地造成等に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するよう努力義務を規定。		
考え方	・許可制度の適切な運用を図り、盛土等の安全性を確保するため、 区域指定後の許可対象規模 の宅地造成等に対して、違反があった場合には、 権原のある者に対して、その権原に応じて許可の取り消し、工事停止命令、土地の使用禁止・制限や違反を是正させるための災害防止措置を命令 。			・ 造成時期に関わらず土地所有者等に対して 土地の保全等の努力義務が課せられていることから、 災害の発生のおそれがある場合には、土地所有者等の故意過失を問わず、公共の福祉の理念から、私権を不当に侵害しない範囲において、災害発生のおそれを除去するために必要な最小限度の予防工事を命令 。 ・また、他に原因行為者がいるときには、公平の理念の観点から、その者に対しても命令が可能。		
対象	<p style="text-align: center;">不法盛土等を対象</p> <p style="text-align: center;">〔 許可の対象で、許可制度上の違反がある盛土等（無許可盛土、技術的基準違反盛土 等） 〕</p>			<p style="text-align: center;">危険盛土等を対象</p> <p style="text-align: center;">〔 許可制度の対象外であるものの、危険性のある盛土等（区域指定前に工事着手した盛土、工事着手時期が不明な盛土等、届出対象の盛土） 〕</p>		
条文概要	条項	命令の相手方	命令内容	条項	命令等の相手方	命令等の内容
	法第20条第1項	許可を受けた者/条件に違反した者	許可された工事の 許可の取り消し	法第22条第2項	土地所有者、管理者、占有者/工事主/工事施行者	災害の防止のため必要があると認めるときの、 災害防止のため必要な措置の勧告
	法第20条第2項	工事主/工事請負人（下請人含む）/現場管理者	行われている工事の 工事停止命令、災害防止措置命令	法第23条第1項	土地又は擁壁等の所有者、管理者、占有者	災害の防止のために必要な措置が取られていない等により、放置すれば、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれが大きいときの、 土地の利用状況等からみて相当な限度での改善命令
	法第20条第3項	土地所有者、管理者、占有者/工事主	工事が行われた土地の 使用禁止・制限、災害防止措置命令	法第23条第2項	原因行為者	土地所有者等以外の者による工事等によって災害の発生のおそれが生じたことが明らかとなるとき、 土地の利用状況等からみて相当な限度での改善命令
	法第20条第4項	工事主/工事請負人（下請人含む）/現場管理者/工事従事者	2項の場合での、 緊急工事停止命令			
命令違反に対する罰則	法第55条	最大3年・1,000万円 (法人重科最大3億円)		法第56条	最大1年・300万円 (法人重科最大1億円)	

1章 不法・危険盛土等発見時の行政対応

1.2 行政処分の対象となる不法・危険盛土等

不法盛土等

◆ 許可制度上の違反のある盛土等

- 無許可盛土等 : 許可を受けないで施行された盛土等
- 虚偽申請盛土等 : 偽りその他不正により許可を取得した盛土等
- 条件違反盛土等 : 許可に付した条件に違反した盛土等
- 技術的基準違反盛土等 : 技術的基準に不適合な盛土等
- 検査未受検盛土等 : 中間検査や完了検査を未受検の盛土等



監督処分
の対象

危険盛土等

- ◆ 許可制度の対象外であるものの、区域指定前からある盛土等も含め危険性のある盛土等



(勧告・) 改善命令
の対象

1.3 行政指導の基本的考え方

- 行政指導は、比較的自治体への手続の負担が軽く、迅速かつ柔軟な対応が可能となるため、相手方が行政指導に従う場合には、行政指導による対応が効果的な場合もある。
- ただし、行政指導はあくまでも事実行為であり、相手方の任意の協力を求めるものでしかないため、相手方が行政指導に応じない場合で、緊急の場合及び必要な場合には、躊躇することなく行政処分を行うこと。
- あらかじめ行政指導から行政処分への移行手続きについて行政指導のルール（指導の回数や期間の上限等）を定めておくことが望ましい。
- また、相手方が指導に応じない場合に行政処分等を行うことを、行政指導で示唆することも有効である。

2章 現状把握（概要）

2.1 趣旨 ⇒P.16

2.2 把握すべき事項

- 緊急対応の必要性
- 規制対象への該当性
 - ・規制区域内かどうか
 - ・規制対象外行為に該当するかどうか
 - ・規制対象行為（行為類型・規模）に該当するかどうか
- 許可対象への該当性
 - ・造成着手時期
 - ・適用除外対象行為に該当するかどうか
 - ・許可対象行為（行為類型・規模）に該当するか
- 違反性の有無
 - ・許可対象に該当すると判断した盛土等について、許可手続きの有無、技術的基準への適合状況等
- 危険性の有無
 - ・許可対象ではない盛土等について、盛土等の状況（変状・湧水等の状況、防災措置の状況等）、人的被害のおそれを踏まえ判断
- 関係者（工事主、工事施行者、土地所有者等）

2章 現状把握（概要）

2.3 立入検査

- 立入検査の要件、立入検査の内容 ⇒P.17
 - ・立入検査は許可、行政処分等を行うために必要な場合に実施可能
 - ・土地の測量、土質検査、現況観察検査、ボーリングによる検査や掘削調査等について実施可能
- 立入検査に関する罰則規定 ⇒P.18
- 立入検査の同意及び通知の必要性 ⇒P.18
 - ・「立入検査」を行う際、法律上は事前の通知や同意を必要としない
 - ・トラブル防止のため、土地所有者等へ事前の通知を行うことも考えられるが、災害防止のため必要な場合には、事前に通知を実施することなく立入検査を実施して差し支えない。
- 立入検査時の写真動画撮影の可否 ⇒P.19
- 立入検査等におけるドローン調査の可否 ⇒P.21
- 立入検査における身分証明書の携帯

2.4 報告徴取

- 報告徴取の趣旨・実施要件 ⇒P.20
 - ・報告の徴取は、災害発生の防止のため広く必要な場合に実施可能
- 報告徴取可能な相手方 ⇒P.20
 - ・報告の徴取が可能な相手方は「所有者、管理者又は占有者」と規定
- 報告徴取の内容 ⇒P.20
 - ・盛土等が行われている土地や、その土地で行われている工事の状況について徴取可能
- 報告徴取に関する罰則規定

2.5 その他の方法

- 盛土規制法や他法令の許可・届出関係書類の確認
- 航空写真や衛星画像、数値標高モデル（DEM）等を活用した造成時期や造成範囲の確認
- 周辺住民等への聞き取りによる工事の施行状況や関係者、変状等の把握
- 監視カメラの設置による施行の進捗、関係者、運搬車等の情報の把握
- ドローン調査による経時的な堆積土量の変化等の把握

2章 現状把握

2.1 趣旨

◆現状把握の進め方

① 緊急対応の必要性の検討

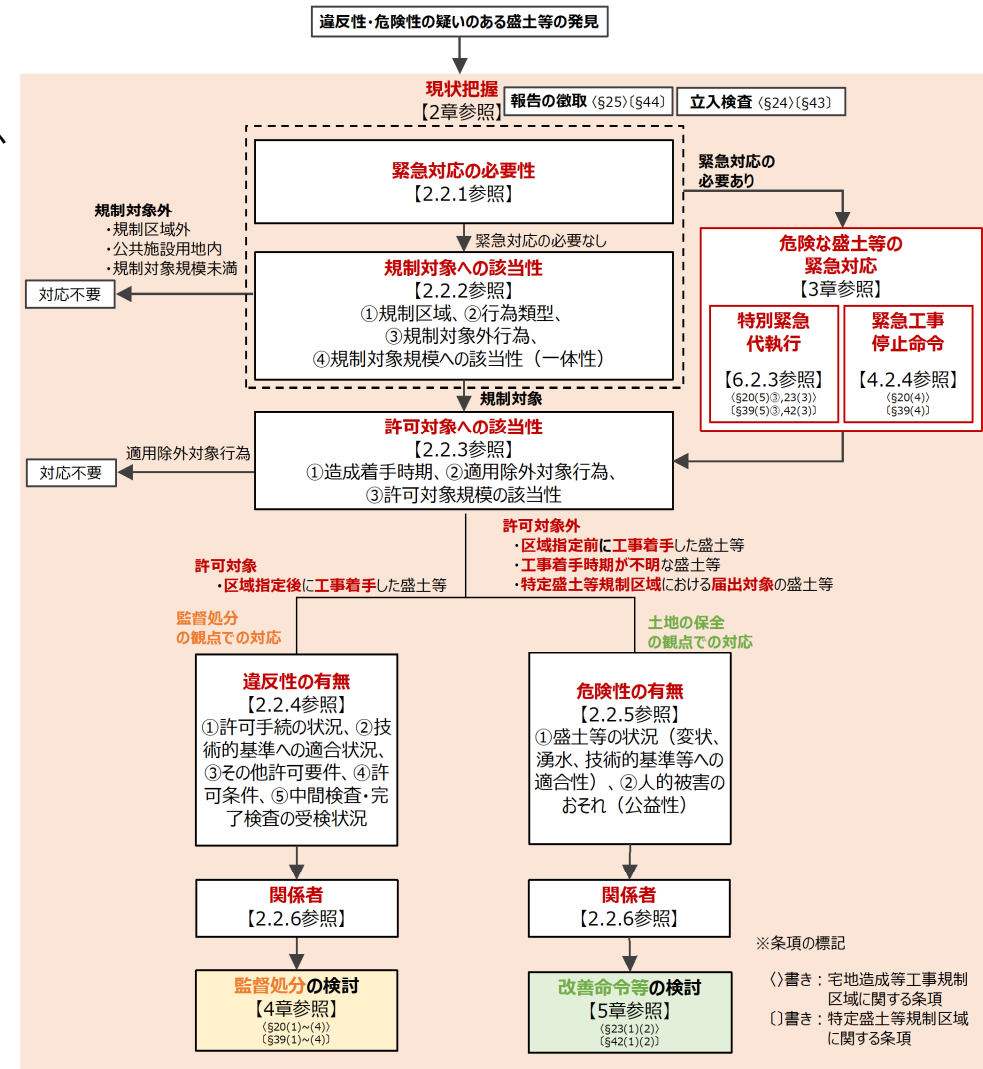
- 対象となる盛土等の状況と人的被害のおそれを把握し、緊急対応の必要性を検討
- 規制対象規模への該当性や工事稼働状況等の現状把握を行い、速やかに周辺住民等への周知等のソフト対応や応急対策工事等のハード対応を実施

② 行政処分等の必要性の判断

- 緊急対応の必要性のない盛土等については、「行政処分等の必要性」を判断
- 許可対象への該当性を把握し、許可対象に該当する場合は、「違反性の有無」を判断し、許可対象ではない盛土等に該当する場合は、「危険性の有無」を判断し、監督処分や改善命令等の必要性を判断

◆現状把握の方法

- **立入検査、報告徴取、その他の方法**（既存書類の確認、衛星画像等による把握、聞き取り調査等）がある。
- 行政処分や告発の正当性を裏付ける重要な証拠となるため、情報の入手時期、入手方法や情報の内容等を確実に記録することが重要



2章 現状把握

2.3 立入検査

◆趣旨

- 立入検査は、法第24条〔法第43条〕に基づき盛土等に関する工事が行われている**土地へ立ち入り、当該土地や当該土地において行われている工事の状況を検査すること**である。
- **立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者**は法第56条第4項に基づく罰則が適用される。
- 立入検査は、**相手方に拒否された場合にその抵抗を排除するまでの実力の行使は認められていないが**、他方、間接強制調査によって適正かつ円滑な立入検査の実施を確保することが法の趣旨であるから、**立入検査の正当性と立入検査を拒否された場合又は妨害等をされた場合には刑罰（法第56条第4項）が科され得る旨を伝え、それでもなお立入検査の拒否又は妨害等をされた場合には、警察への告発を検討する**など、厳正に対処されたい。

◆立入検査の要件、立入検査の内容

- 立入検査は工事の**許可、中間・完了検査検査済証の交付、監督処分、改善命令**に関する権限を行使するために必要な場合に適宜実施されたい。
- 立入検査を実施した結果、**監督処分、改善命令等に至らない場合であっても、立入検査の有効性には影響がなく、立入検査が必要な場合には、躊躇なく実施されたい。**
- 改善命令等をするか決定するために立入検査した結果、勧告する場合もあることから、**勧告前の立入検査はもとより可能である。**
- 実施可能な**検査内容は、当該土地の測量による地積、勾配等の検査、圧密等による土質の検査、コンクリート強度試験による材料検査、その他現況観察検査等**のほか、**ボーリングによる検査や掘削調査についても実施可能。**
- 立入検査を実施する「その職員」には、**職員が検査を実施するにあたり必要な専門の委託業者も含まれる。**

2章 現状把握

2.3 立入検査

◆立入検査の同意及び通知の必要性

- 「立入検査」を行う際、実施可能なボーリング調査を含め、**法律上は事前の通知や同意を必要としない。**
- なお、**トラブル防止のため、土地所有者等へ事前の通知を行うことも考えられる**が、不法・危険盛土等があることが疑われる場合や、所有者不明土地など土地所有者等の特定が困難な場合、事前に通知をすると証拠が隠滅され効果的に立入検査が実施できないおそれがある場合など、**災害防止のため必要な場合には、事前に通知を実施することなく立入検査を実施して差し支えない。**

<事前の通知を省略しかつ土地所有者等の同意を得ず、立入検査を行う例として以下が想定される。>

- ✓ 不法・危険盛土等があることが疑われる場合、所有者不明土地など土地所有者等の特定が困難な場合、事前に通知をすると証拠が隠滅され効果的に立入検査が実施できないおそれがある場合 等

◆立入検査の写真・動画撮影の可否

- 立入検査の目的を達成するために、必要な範囲において、かつ相当な方法で**写真・動画撮影を行うことは許される。**

<撮影を可能とする具体例>

- ✓ 「当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況」を客観的な資料として保存する必要があること（目的を達するため）
- ✓ 土地や現場の工事の状況を撮影すること（必要な範囲において）
- ✓ 撮影の対象は土地や工事の状況（工事関係者含む）とし、周辺住民の容姿や付近の住宅等の内部（個人の部屋の様子や個人の行動等）が映り込まないようにプライバシーに配慮すること（相当な方法で）

◆立入検査における身分証明書の携帯

- 立入検査においては、身分証明書の携帯が必要である。身分証明書については、「法令の規定に基づく立入検査等に係る身分証明書の統合について」（令和3年10月22日付内閣官房行政改革推進本部事務局事務連絡）に基づき、統合様式を用いることが可能となっているため、必要に応じて活用されたい。

◆立入検査におけるドローン調査の可否

- **立入検査でのドローン調査は**、同意や事前通知等、通常の立入検査と同様の取扱いとし、立入は**間接的に調査の同意を強制する性質を有している**とともに、目的を達成するために必要な範囲において**写真・動画撮影が可能**である。
- なお、ドローン調査を行う場合には、必要に応じて航空法の手続きを行い、迷惑防止条例に配慮の上実施する必要がある。

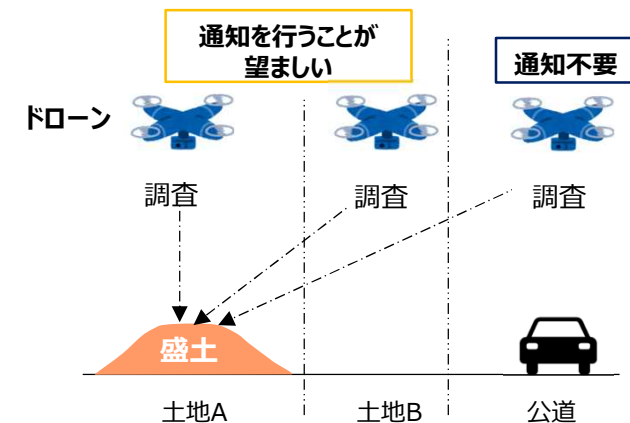
【参考】不法・危険盛土等の行政対応におけるドローンの活用

- ドローンの活用（以下、ドローン調査）は、盛土等を発見するためのパトロール、詳細が不明な特定の盛土等を確認するための偵察、不法・危険盛土等の立入検査による測量等で可能である。
- **盛土を発見するためのパトロール、特定の盛土を確認するための偵察に際しては**、公道等での飛行であれば同意は不要であり、**私有地を飛行する場合**には、常に土地所有者の同意を得る必要がある訳ではない。しかし、**トラブル防止の観点から、あらかじめ飛行ルート下の土地所有者等に対して通知を行うことが望ましい**。
- なお、ドローン調査を行う場合には、必要となる航空法の手続きを行い、迷惑防止条例に配慮のうえ行うこと。

■ ドローン調査と留意点

活用事例	盛土等の発見 (パトロール)	詳細が不明な 特定の盛土等 の偵察	不法・危険盛土等の測量 (立入検査)
ドローン調査 の可否	○	○	○
ドローン調査 時の備考	1. 私有地を飛行する場合には飛行 ルート下の土地所有者等への通知 2. 必要に応じてドローンを飛行させる 際の手続 3. 迷惑防止条例の配慮		1. 立ち入り調査と同様、間接的に 調査の同意を強制する性質をも つ 2. 必要に応じてドローンを飛行させ る際の手続 3. 迷惑防止条例の配慮

■ 私有地を飛行する場合



2章 現状把握

2.4 報告徴取

◆趣旨

- 報告徴取は、盛土等の状況や計画等の把握、契約書などの施行関係書類等による関係者の特定に有効である。
- 個別事案ごとに口頭・書面等適切な方法を検討の上、確実な記録化に努める必要がある。確実に事実認定する必要がある場合は、口頭で行った場合であっても、後に書面で行うことが望ましい。
- **報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき**には、法第58条第5号に基づき、罰則が科せられる。

◆報告徴取の実施要件と徴取内容

- 報告徴取は、**災害発生の防止のため広く必要な場合に実施するものである。**
- 徴取内容は、**当該土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告が可能。**具体的には以下のとおり。

- 一 土地の面積及び崖の高さ、勾配その他の現況
- 二 擁壁、排水施設及び地滑り抑止ぐい等の構造、規模その他の現況
- 三 土地に関する工事の計画及び施行状況

※施行状況には施行関係書類、工事請負契約書類等も含まれる

◆報告徴取の相手方

- 報告徴取の対象となる「占有者」は、「**盛土等が行われている土地を事実上支配する者**」であって、当該土地における**盛土等の工事に関わる者**や**工事後に土地を使用している者**を指す。
- **工事施行中**においては、「**工事主**」「**工事施行者**」も含め、**盛土等の工事に関わる者**が「管理者」又は「占有者」に該当する（現場作業員がいる場合、作業員を被用者として使用している「雇用主」も盛土等の工事に関わる者に含まれる。）。
- **工事施行後**においては、**土地所有者の同意を得ずに盛土等を行った場合**、盛土等が放置されたままとなることで、盛土等を施行した「工事主」がその土地を無断で使用し続けていることとなるので、「占有者」に該当する。
- なお、**所有者、管理者及び占有者には該当しないが、雇用主、事業者、その他の関係者等が存在する場合**には、工事に係る契約の状況や当該土地での施行状況などについて、実際に工事をしている者や事業者の契約関係を明らかにするため、**所有者、管理者又は占有者から、契約書などの関連情報を徴取することは可能**である。

3章 危険な盛土等の緊急対応（概要）

3.1 趣旨 ⇒P.22

3.2 緊急対応の流れ ⇒P.23

3.3 緊急対応が必要な盛土 ⇒P.24

- 盛土等の変状の規模と人的被害のおそれから、「すでに大規模崩壊している又は崩壊しかけている（土砂は崩落していないが、変状規模が大きく、かつ一部崩壊しているようなもの）状態であり、人的被害のおそれが想定され、災害発生に対して切迫性の高い」として緊急対応が必要と判断

3.4 周辺住民等への周知等 ⇒P.25

- 緊急対応が必要な盛土等の周辺住民等への周知
- 周知の対象範囲、対象者、方法、情報伝達の内容

3.5 応急対策工事 ⇒P.26

- 応急対策工法の選定（雨水や地下水の排除を目的とした対策工、盛土のり面自体の安定性向上を目的とした対策工、盛土崩壊や流出の防護を目的とした対策工等）
- 盛土等の安全性が確保できるまでの間の監視カメラや定点観測等による現地状況の監視
- 地方公共団体における応急対策工事の実施事例

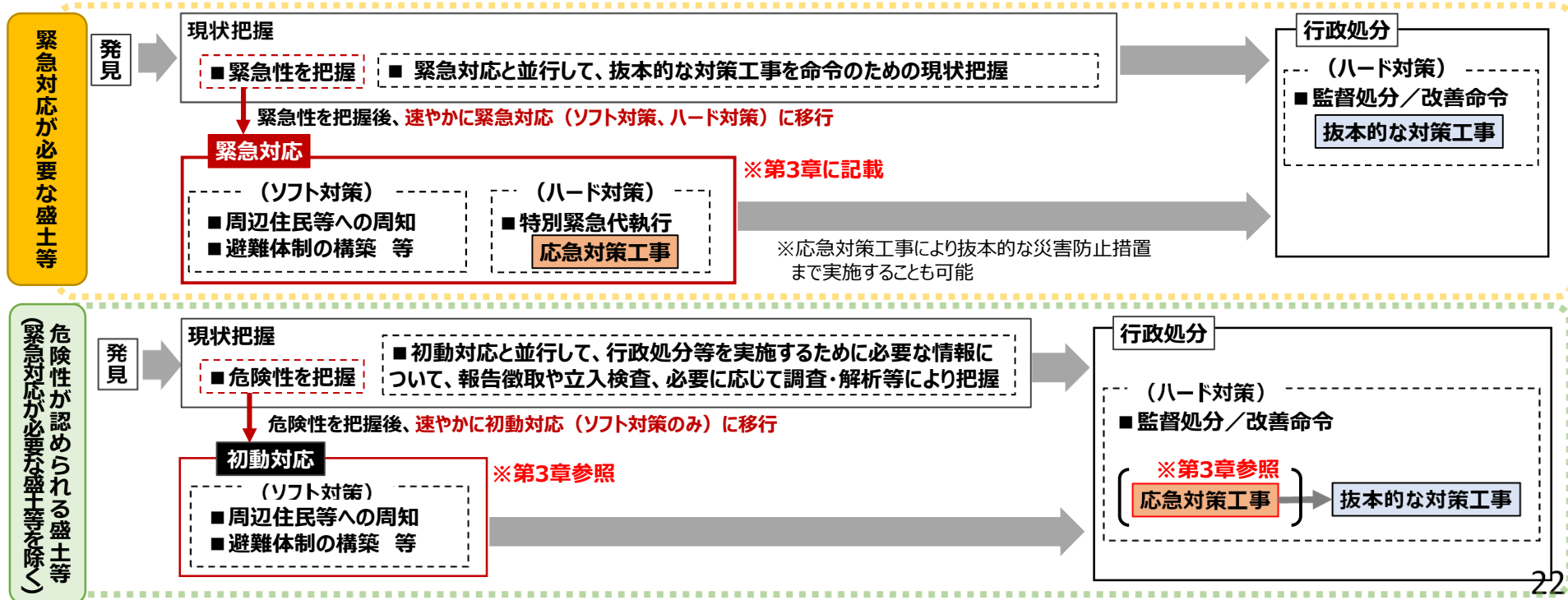
3.6 他部局等との連携

- 緊急対応に当たっては、本法担当部局のみならず、荒天時に天候の情報を把握し避難指示等を統率的に指示する危機管理部局や、被害を受けるおそれがある公共施設管理者、避難体制の構築で連携する市町村、その他警察や消防等関係者が連携して対応することが重要

3章 危険な盛土等の緊急対応

3.1 趣旨

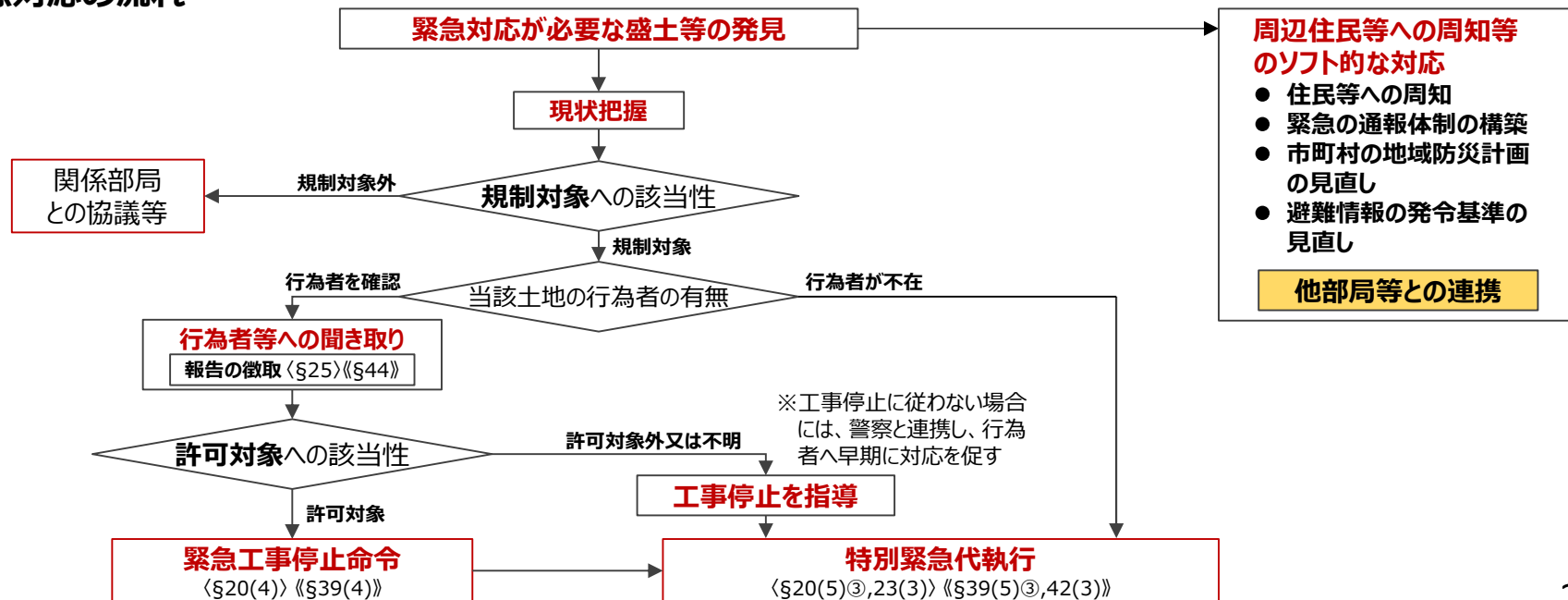
- 発見した盛土等が**既に大規模崩壊している等「災害発生のおそれ著しく大きい」**場合、**一時的に崩壊等の被害を回避するため「緊急対応」を行う**。「緊急対応」には、周辺住民等への盛土等や避難に関する周知、関係部局との避難体制の構築、盛土等の監視等のソフト対策と、応急対策工事を行うハード対策がある。これらの「緊急対応」は、それ自体は本法における規定はないものの、**「緊急対応」により行う応急対策工事は、盛土規制法に基づく特別緊急代執行（法第20条5項3号【法第39条5項3号】）により、災害防止措置命令を経ず行うことが可能である**。基本的に、応急対策工事は一時的に盛土等の崩壊等の危険性を軽減するにすぎないため、「緊急対応」と並行し現状把握を行い、抜本的な対策工事を命令をする必要がある。ただし、応急対策工事で抜本的な災害防止措置まで実施することも可能である。
- 緊急対応の必要はない盛土等であっても、**危険性が認められる盛土等に該当する場合には、速やかに「初動対応」を行う**。「初動対応」は、「緊急対応」でのソフト対策と同様に行う。また、**抜本的な対策工事に時間を要するなどの場合は、一時的な崩壊等の被害を回避するため、監督処分もしくは改善命令として抜本的な対策工事だけでなく同措置と同時または事前に応急対策工事を命ずることも可能であるため、必要性について検討されたい**。



3.2 緊急対応の流れ

- パトロールや通報等により**緊急対応が必要な盛土等を発見した場合**には、**速やかに周辺住民等への盛土等や避難に関する周知、関係部局との避難体制の構築、盛土等の監視等のソフト対策を行う**とともに、規制対象への該当性や工事稼働状況の現状把握を行い、**その後の緊急対応方法を検討**する。
- **当該土地に行為者がいなければ、速やかに特別緊急代執行**により応急対策工事等を行う。
- **当該土地で現に行為者が工事を施行していれば**、行為者等への聞き取り（報告徴取も可能）を行い、許可対象への該当性を確認し、**許可対象であれば、まずは緊急工事停止命令**を行う。**許可対象外又は許可対象か判断できなければ**、行為者等に対し行政指導により工事停止を促す。その上で、**特別緊急代執行**により応急対策工事等を行う。
- 本法の規制対象外の盛土等（規制対象区域外、公共施設用地内の場合等）であった場合は、早期に関係部局間で情報共有し対応を協議する。

■ 緊急対応の流れ



3章 危険な盛土等の緊急対応

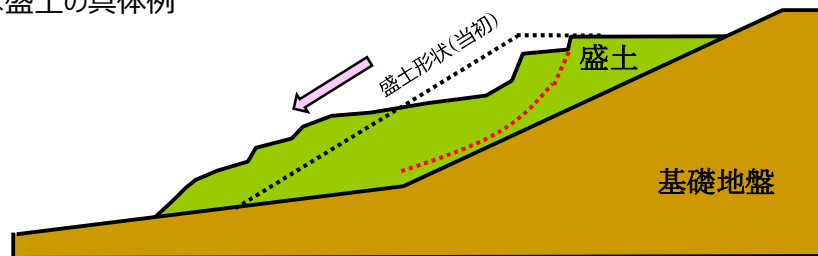
3.3 緊急対応が必要な盛土

- 緊急対応が必要な盛土等とは、「**すでに大規模崩壊している又は崩壊しかけている**（土砂は崩落していないが、変状規模が大きく、かつ一部崩壊しているようなもの）**状態であり、人的被害のおそれが見込まれ、災害発生に対して切迫性の高いもの**」を指す。これは、**盛土等の変状の規模と人的被害のおそれから判断し、特別緊急代執行により応急対策工事等を行う**（工事中的場合については、まずは緊急工事停止命令を行う。）。

■ 緊急対策が必要な盛土等の判断目安

着目点	変状の状態
応急対策が必要と判断する状態	<ul style="list-style-type: none"> ● 既に崩壊が発生し、危険な状態となっている。
着目する変状の種類と状態の例	<ul style="list-style-type: none"> ● 規模の大きい亀裂に沿って崩壊が発生して段差が生じており、いつ土砂が崩落してもおかしくない危険な状態となっている。 ● 法肩部で既に崩壊が発生して、崩壊土砂が斜面中腹に残存しており、崩壊の再発や拡大のおそれのある危険な状態となっている。

■ 緊急対応が必要な盛土の具体例



3章 危険な盛土等の緊急対応

3.4 周辺住民等への周知等

- 緊急対応が必要な盛土等が発見された場合には、地方公共団体において速やかに盛土等が崩落した場合に被害が想定される周辺住民、公共施設管理者等に周知等を図ることが望ましい。
- また、**緊急の通報体制の構築**等により盛土の変状等の異常が発生した際や、台風の接近等で大雨による土砂災害の発生が予想される場合に、**近隣の住民の迅速な避難につなげる情報を発信**する等、行政と住民の情報共有による被害の防止を図ることも重要である。

① 周知の対象範囲

- 周知の対象範囲は、**盛土等の崩壊や土石流化により人的被害の想定される範囲**とする。
- **人的被害の想定される範囲については、盛土タイプにより想定するほか、想定が難しい場合は幅広く設定されたい。**
- なお、特に腹付け盛土のように、傾斜地盤への盛土については、規模の大きい盛土や、崩壊土砂の含水状態が増加すると想定される場合（盛土材が火山灰や軽石など水を含む土粒子の場合など）、下流にため池や河川等がある場合については、**崩壊土砂が盛土タイプにより想定した対象範囲より広大となる可能性があるため留意する必要がある。**

② 周知の対象者

- 人家等の住民、日常的に活動している施設利用者等、上記対象範囲を含む自治会全体等、公共施設の管理者等

③ 周知方法

- **書面配布、看板設置、訪問等**の適切な方法により行う。

④ 情報伝達の内容

1. 盛土等の状態
2. 避難に関する情報
3. 盛土等の応急対策工事、動態観測等の情報

3章 危険な盛土等の緊急対応

3.5 応急対策工事

- **応急対策工法は、可及的速やかに対応を行うことが可能なシート被覆工等や土のう積工などがあり、盛土等の変状の発生の要因を確認した上で、施行迅速性、各工法の機能等を勘案して選定する。**
- **また、盛土等の一部が崩壊しているような場合には、比較的時間を要するものの抜本的な災害防止措置に資する排土工や押え盛土工等も有効である。**この場合、**改めて原因行為者に対して災害防止措置を命ずるか検討することとなる。**
- **なお、抜本的な災害防止措置により盛土等の安全性が確保できるまでの間は、必要に応じ、監視カメラや定点観測等による現地状況の監視等の体制を構築することも重要である。**

■ 応急対策工法選定表

応急対策の区分	応急対策の機能	工法	工法概要	模式図	対応する変状等の状況						施工時の留意点
					一部崩壊が発生	盛土のクラック	肌落ち、ガリ浸食	湧水	表流水流入、湛水	急勾配(のり面保護なし、浸食)	
雨水や地下水の排除	雨水の浸透を抑制する	シート被覆工	ビニールシート等で盛土表面を覆い、盛土への雨水浸透を防止する。		○	○	○			○	人力で安全に敷設できること。
	表流水の侵入を防止する	仮排水工	残流域からの浸入水を土のうや仮排水工で受け止め、盛土内への浸透を防止し、盛土安定性を確保する。						○		大きな管渠を用いる場合は、(バックホウやクレーン等)を配置可能なこと。
	湧水を導いて排水処理する	じゃかご工	地下水位が高く、法面から湧水があるような場合に、法尻部にじゃかご工などを設置する。					○			のり面に資材を搬入するための仮設道路やモルレル等を設置することができる。材料調達等に時間を要する場合がある。
のり面自体の安定性向上	崩壊の進行を脚部固定によって抑制する	土のう積み工	盛土に変状が発生した場合、その安定性を向上させるため、盛土尻部に大型土のうを設置する。盛土尻部の補強効果を期待する。押え盛土としての一定の効果も期待できる。		○						盛土周辺に土のうを設置するため、必要となるクレーン等を配置できること。
		じゃかご工・ふんかご工	盛土内の地下水位が高く、盛土に変状が発生した場合、盛土内の地下水を速やかに排水させるため、法尻部にじゃかご工やふんかご工を設置する。押え盛土としての一定の効果も期待できる。		○			○	湧水を伴う場合		のり面に資材を搬入するための仮設道路やモルレル等を設置することができる。材料調達等に時間を要する場合がある。
	暫定的に、安定した形状に整形または、不安定部を除去する	排土工・押え盛土工	盛土に変状が発生した場合、その安定性を向上させるため、盛土上部の排土、盛土尻部に盛土を行う。		○					○	盛土下部や上部に重機(バックホウ等)を配置可能なこと。小規模で仮設的な土工以外は時間を要する。
		崩土切り落し工	盛土に変状が発生した場合、盛土安定性を向上させるため、変状により不安定化した盛土(崩土)を撤去する。		○						盛土のり面に重機(バックホウ等)を配置可能なこと。人力での施工も可能であるが、時間を要する。小規模な撤去以外は時間を要する。
盛土の崩壊や流出の防護	崩壊土砂の流出を軽減する	土のう積み工	万一の崩壊発生時に備え、崩壊土砂を防護する防護柵または大型土のうを盛土下流に設置する。		○			○		○	防護柵や土のうの設置に必要な重機(バックホウやクレーン等)を配置可能なこと。
		防護柵工			○						

4章 監督処分（概要）

- 4.1 趣旨** ⇒P.28
- 4.2 監督処分の要件及び命令可能な相手方**
- 許可取消処分（工事主を処分）（法第20条[第39条]第1項） ⇒P.29
 - 工事施行停止・災害防止措置命令（工事主・工事請負人・現場管理者に対して命令）（法第20条[第39条]第2項） ⇒P.29
 - 土地使用禁止命令・土地使用制限命令、災害防止措置命令（工事主・土地所有者等に対して命令）（法第20条[第39条]第3項） ⇒P.29
 - 緊急の工事停止命令（工事主・工事請負人・現場管理者・工事従事者に対して命令）（法第20条[第39条]第4項） ⇒P.29
- <参考>
- ✓ 一つの現場に複数命令等を出すことが可能な者が存在する場合の対応 ⇒P.29
 - ✓ 法第20条[第39条]第2項と第3項の使い分け方 ⇒P.30
 - ✓ 監督処分（法第20条[第39条]第3項）における土地所有者の扱い ⇒P.30
 - ✓ 緊急工事停止命令（法第20条[第39条]第4項）の要件 ⇒P.30
- 4.3 監督処分の実施方法**
- 実施の流れ（周辺住民等への周知、聴聞又は弁明の機会の付与→命令書の交付）
 - 聴聞・弁明の機会の付与の通知、弁明の機会の期間、事実確認及び監督処分の実施 ⇒P.31
 - 命令書交付 ⇒P.32
 - 監督処分の公表 ⇒P.32
- 4.4 監督処分の内容（命令書の記載事項）**
- 命令書記載イメージ ⇒P.33～34
 - 処分理由、命令内容、履行期限、履行条件等の記載にあたっての留意点 ⇒P.33～34

4章 監督処分

4.1 趣旨

- 法第20条〔法第39条〕は、都道府県知事等が行う監督処分に関する規定である。
- 監督処分は、不法盛土等を是正し、盛土等に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止又はその被害を最小限に食い止めるため都道府県知事等に認められた権限であるため、客観的事実から監督処分を発出する必要があるにもかかわらず、合理的な理由なく権限の行使を怠っている場合には、当該権限不行使が違法と判断される可能性があることに留意すべきである。

◆許可取消処分（法第20条〔第39条〕第1項）

- 都道府県知事等が、**偽りその他不正な手段により盛土等に関する工事若しくは工事の計画の変更の許可を受けた者又は許可条件に違反した者**に対して、**当該許可を取り消すことができる。**

◆工事施行停止命令・災害防止措置命令（法第20条〔第39条〕第2項）

- 都道府県知事等が、規制区域内において行われている盛土等に関する工事のうち、①無許可工事、②許可条件に違反する工事、③技術的基準の規定に適合していない工事、④中間検査を申請しないで施行する工事について、**工事主等**に対して、**当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて災害防止措置を取ることを命ずることができる。**

◆土地使用制限命令・土地使用禁止命令・災害防止措置命令（法第20条〔第39条〕第3項）

- 都道府県知事等が、規制区域内の土地のうち、①無許可で盛土等に関する工事が施行された土地、②完了検査を申請しない又は完了検査の結果土地の形質変更に関する工事が技術的基準の規定に適合しないと認められた土地、③土石の除去に関する完了確認を申請しない又は完了確認の結果全ての土石が除去されていないと認められた土地、④中間検査を申請しない土地の形質変更に関する工事が施行された土地について、**土地所有者等**に対して、**当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて災害防止措置を取ることを命ずることができる。**

◆緊急工事停止命令（法第20条〔第39条〕第4項）

- 都道府県知事等が、法第20条〔第39条〕第2項により工事の施行の停止を命じようとする場合において、**緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは**、上記①から④の工事に該当することが明らかな場合に限り、**弁明の機会の付与を省略して、工事主等に対して、工事の施行の停止を命ずることができる。**

4章 監督処分

4.2 監督処分の要件及び命令可能な相手方

不法盛土等の類型ごとの発出可能な行政処分と命令可能な相手方

盛土等の類型	定義	発出可能な行政処分			
		許可取消命令 (20条[39条]1項)	工事施行停止命令/ 災害防止措置命令 (20条[39条]2項)	土地使用制限・禁止命令/ 災害防止措置命令 (20条[39条]3項)	工事施行停止命令（緊急 の必要） (20条[39条]4項)
不法盛土等	無許可		○	○	○
	虚偽申請	○			
	許可条件違反	○	○		○
	技術的基準違反		○	○	○
	検査未受検		○ (中間検査未受検)	○	○ (中間検査未受検)
命令の相手方		工事主（許可を受けた者/ 条件に違反した者）	工事主/工事請負人/ 現場管理者	土地所有者、管理者、占 有者/工事主	工事主/工事請負人/現場 管理者/工事に従事する者
備考			工事中	工事後	工事中

◆一つの現場に複数命令等を出すことが可能な者が存在する場合の対応

- 監督処分の命令可能な相手方が複数存在する場合、法は、監督処分を発出する順位について特段の定めを置いていないため、相手方の一部が所在不明であるなど、相手方全員を特定できていない段階であっても、都道府県知事は、責任の度合いに関係なく、**特定できた者から、順次監督処分を行うことが可能である。**
- **当該不法盛土等について一部でも責任が生じていることを確認できれば、いずれの者に対しても、必要な災害防止措置全てを命令することが可能である。**

4章 監督処分

4.2 監督処分の要件及び命令可能な相手方

◆法第20条[第39条]第2項と第3項の監督処分の使い分け

- 原則として、法第20条第2項は「**現に行われている工事**」、第3項は「**既に工事が施行された土地**」とする。
- 工事が中断されている場合や中断が不明確な場合、工事主等を確認できないとき、又は工事主等を確認したが、工事が再開される見込みがないときは、既に工事が施行されたものと整理し、第3項に基づく監督処分を行うことで差し支えない。

◆監督処分（法第20条[第39条]第3項）における土地所有者の扱い

- **土地所有者等の同意なく盛土等に関する工事が施行された場合**であっても、盛土等に伴う災害を防止するため、**土地所有者に対して、土地使用禁止命令及び土地使用制限命令を行うことを躊躇する必要はない。**
- 他方、災害防止措置命令については、違反行為に直接関与した原因行為者を名宛人とすべきことは当然であるが、**土地所有者等に命令すべきか否かは、違反行為への関与の度合い、原因行為者の確知の状況等を総合勘案した上で、判断されたい。**

◆緊急工事停止命令（法第20条[第39条]第4項）の要件

- 工事停止命令をする際の弁明の機会を付与する期間については、工事停止命令によって相手方の受ける損失も軽いため、**短く設定して差し支えないが、「緊急の必要」とは、それでもなお、弁明の機会を与えることができないほど切迫している状態であり、災害防止のため緊急に工事停止が必要な場合**をいう。しかし、具体的な蓋然性や切迫性までは要求されておらず、通常人をして緊急の必要があると思わせるに相当な状態をもって足りる。
- 具体的には、以下のような場面には、「緊急の必要」があると認められる。
 - ✓ 現に**技術的基準に違反**しており、盛土等が崩落するおそれがある場合
 - ✓ 施行中の盛土等に、**ひび割れや小規模な崩落等が確認**される場合
 - ✓ 弁明の機会を付与している間、**工事が進行すれば、盛土等が崩落するおそれがある**場合
 - ✓ **降雨等が予見**され、盛土等が崩落するおそれがある場合

4章 監督処分

4.3 監督処分の実施方法

◆ 応急対策の命令検討

- 災害防止措置命令の内容は、基本的には、盛土等に伴う災害を抜本的に防止する対策工事となるが、当該工事の実施・完了までに一定の時間を要することから、**盛土等の状況によっては、抜本的な対策工事とともに、応急対策工事も同時又は事前に命令することも可能**である。

◆ 弁明の機会の期間

- 弁明の機会の期間については、**処分の性質・内容等を考慮し、処分の名宛人となるべき者が認否や反論の準備をするのに必要な期間以上**を確保する。
- ただし、**都道府県等において聴聞及び弁明の機会の付与に関する詳細を定めた規則等が定められている場合には、当該規則に基づき適切な期間を確保する。**

◆ 弁明の機会の付与の省略

- **監督処分をする場合、公益上、緊急を要する場合であれば、弁明の機会の付与の手続を省略することが可能**であるため、該当する場合は、手続の省略を積極的に検討すること。（行政手続法第13条第2項第1号）
- なお、このほかに弁明の機会の付与手続が省略可能な場合として、**監督処分の災害防止措置命令（第20条第2項第3号、第3項第3号）のうち、専ら技術的基準の規定に適合しないことを理由として当該基準に従うことを命ずる場合**には、弁明の機会の付与を省略することが可能である。ただし、**全撤去の命令を行うなど、「当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分」に該当しない場合**、同号に基づき、弁明の機会の付与を省略することはできない。（行政手続法第13条第2項第3号）

4章 監督処分

4.3 監督処分の実施方法

◆命令書の交付

- 命令書は、命令の相手方への直接交付（交付時の写真撮影、相手方の受領署名等）又は書面送付（特定記録郵便等）により行い、相手方が受領したことの記録を残す必要がある。

◆相手方に通知できない場合の通知方法

- 監督処分にあたっては命令の相手方に聴聞・弁明の機会を付与する必要があるが、「**不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合**」には、以下の事項を記載した**書面をいつでもその者に交付する旨を、当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することで行うことが可能**である。
- この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したとみなされる（行政手続法第15条第3項、第31条）。
 - ＜当該行政庁の事務所の掲示場に掲示する事項＞
 - ✓ 不利益処分の名宛人の氏名
 - 【聴聞手続の場合】
 - ✓ 聴聞の期日・場所
 - ✓ 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
 - 【弁明の機会の付与の場合】
 - ✓ 弁明書の提出先及び提出期限

◆監督処分の公表

- 監督処分の公表は、情報提供による国民の安全性確保及び災害発生防止を目的として、**特段の法律上の根拠がなくとも公表することが可能**。
- 公表する内容としては、**少なくとも命令の対象となる土地の場所及び命令の内容が必要**である。
- また、**被処分者が他の場所で盛土等を行う可能性がある事業者である場合**などには、原因行為者が再び不法・危険盛土等を行うことを防止し、もって不法・危険盛土等による災害の発生を予防する観点から、**当該行為者（被処分者）の氏名又は名称の公表を行うことも検討すべき**であるが、その詳細については、**都道府県が制定する個人情報保護条例等に抵触しない範囲で判断が必要**。

4章 監督処分

4.4 監督処分の内容（命令書の記載事項）

◆ 監督処分の命令内容（災害防止措置）

- 監督処分における「災害防止措置」について、**命令書では、違反している内容及び箇所を示すとともに満たすべき技術的基準を具体的に記載すること。**
- **命令内容は、都道府県等が立入検査で現地を確認し、技術的基準に従って決定することを基本**とし、具体的な工法は、命令の相手方が計画すべきものである上、工法を記載するには検討に時間を要することから、工法まで明示する必要はなく、速やかに命令書を発出するべきである。その上で、**都道府県等は、提出された工事計画書の妥当性を判断すれば足りる。**
- **無許可の不法盛土等は災害防止措置として全撤去の監督処分が可能**であるが、地盤面の適切な措置や地下排水の設置、層毎の転圧等が確認できる場合は、全撤去によらず、技術的基準に従う（違反した範囲を是正する）ような命令が可能。
- また、住民とのトラブル防止のため、文書での命令書の発出を原則とし、口頭で具体的な命令内容を別途指導することは避けるべきである。

◆ 行政処分における履行期限・着手期限

- 監督処分、改善命令の「期限」は、履行期限として、具体的に日を持って指定すること。ただし、**工事停止命令、土地使用禁止命令及び土地使用制限命令については期限を設けず速やかに対応を求めることが可能。**
- **期限については工事内容等を考慮し、是正に要する期間を総合的に判断すること。**
- 期限の設定に当たっては、必要に応じて**工事に関連する部局や専門家へ確認を行ったうえで設定**することや国土交通省、林野庁、各地方公共団体が定める**積算基準等を参考にすることが**考えられる。
- 期間の妥当性を対外的に示せるように、**期限の設定根拠等を書面で残しておくこと。**
- **期限までの履行を確実なものとするとともに、早い段階で行政代執行や告発の判断を可能とするため、履行期限とは別に、履行条件として、履行期限までに措置を完了させるための前提条件を併せて命じ、当該条件に違反した場合には「講ずる見込みがない」とみなす旨を客観的に示しておく必要がある。**
- 主な履行条件としては、①**着手期限を設定し、同期限までに工事計画書や着手の確認ができる資料を提出すること、②災害防止措置は、工事計画書等に定められた工程を遵守し、工事の進捗・施行状況の報告を求められたときは速やかにこれに**応じること等が考えられる。
- 着手期限を設定するにあたり、**着手とみなす客観的に判別可能な行為を命令書に明確に記載すること。**
- 着手期限を設定したにもかかわらず、**命令を受けた者が災害防止措置に着手しない場合**には、命令を受けた者の意思を明確に表示させる等により、**履行期限を待たず「講ずる見込みがない」に該当するかの判断を遅滞なく行うこと。**

4章 監督処分

4.4 監督処分の実施方法（命令書の記載事項）

◆ 命令書記載案

- 命令書には、**命令の相手方、場所、処分理由、命令内容、履行期限、履行条件等を記載**すること。なお、命令内容が抽象的な記載に留まると、裁判等で争う際に不利になる可能性があるため、以下の点に留意して記載を行うこと。ただし、具体的な工法は命令の相手方が計画すべきであり、また工法を記載するには検討に時間を要することから、**工法まで明示する必要はなく、速やかに命令書を発出すること。**
- 「処分理由」では、以下の2つを記載すること。
 - ✓ **根拠法令等**：処分の根拠となる法律や政省令、技術的基準及び許可に付された条件の違反等
 - ✓ **原因となる事実関係**：具体的な違反状況
- 「命令内容」では、「**処分理由に示す違反状況に対して、違反状況の是正を求める旨を記載**すること。なお、是正の方法については命令の相手方が決定することで差し支えない。

令和〇年〇月〇日

〇〇株式会社 ●●●様 都道府県知事 〇〇〇〇

監督処分命令書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第20条第2項の規定により災害防止のために必要な措置をとることを命じる。

- 場所
〇〇市△△町■丁目□地先
- 処分理由
 - 根拠法令等
宅地造成及び特定盛土等規制法 第20条第2項
政令等で定める技術的基準
許可に付された条件
 - 原因となる事実関係
・当該土地は、法第10条第1項に定める宅地造成等工事規制区域である。
・当該土地は、少なくとも20〇〇年〇月〇日から現在に至るまで、宅地造成に関する工事（以下、本件工事）を行っており、法第12条第1項の許可を受けていない。
・本件工事は、法第12条第1項の規定に違反していること、また、〇〇は本件工事の工事主であると認められることから、法第20条第2項の処分の要件に該当する。
・本件工事により設置された擁壁は、構造計算がされておらず、不適格擁壁となっており、擁壁を支持する地盤については、長期許容応力度の確認をしていないこと、また、水抜き穴及び伸縮目地が設置されていないことから、法第13条第1項の規定で定める技術的基準に適合していないため、同項の規定に適合させる必要がある。
- 命令内容
履行期限までに、処分理由に示す違反状況に対して、法第20条第2項の規定により、擁壁等の設置その他宅地造成等に伴う災害の防止のための必要な措置をとること。
- 履行期限
令和〇年△月△日
- 履行条件
 - 着手期限（令和〇年■月■日）までに、工事計画書を本県に提出するとともに、着手の確認ができる資料を併せて提出すること。
 - 是正工事は、工事計画書等に定められた工程を遵守し、工事の進捗・施行状況の報告を求められたときは速やかにこれに応じること。
- 措置を履行しない場合
上記履行履行期限までに、「3. 命令内容」記載の措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないときは、法第20条第5項の規定により、都道府県知事自ら措置を講じ、その措置に要した費用の徴収をすることがあることを留意されたい。「5. 履行条件」に違反した場合も、上記措置を講ずる見込みがないとみなし、同様の措置を講ずることがある。
- 備考
本命令に違反した場合者（「5. 履行条件」に違反した場合も含む）は、法第55条第1項第4号に該当するものとして、刑事訴訟法239条2項に基づき、告発することがある。の規定により罰せられることがある。
- 教示
この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に都道府県知事に対して審査請求することができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなる。この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、〇〇県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなる。

5章 改善命令等（概要）

5.1 趣旨 ⇒P.36

5.2 改善命令の要件等

- 改善命令の要件 ⇒P.37
 - ・災害防止のため必要な措置が未実施、若しくは極めて不十分であり、災害発生のおそれが技術的観点からみて客観的な可能性があること
- 命令可能な相手方
- 土地所有者等又は原因行為者
- 判断方法 ⇒P.38～40
 - ・盛土等の状況と人的被害のおそれの双方から盛土等の危険性を判断
 - ・改善命令、勧告の判断基準

5.3 改善命令等の実施方法

- 実施の流れ（周辺住民等への周知、弁明の機会の付与→命令書交付） ⇒P.41
- 弁明の機会の付与（通知、期間） ⇒P.41
- 命令書交付 ⇒P.41
- 公表

5.4 改善命令の内容（命令書の記載事項） ⇒P.42～44

- 命令書の記載イメージ、記載例
- 処分理由、命令内容、履行期限、履行条件等の記載にあたっての留意点
- 災害防止措置の種別、具体例

5.5 勧告 ⇒P.45

- 勧告の要件、勧告可能な相手方、判断方法

5章 改善命令等

5.1 趣旨

- 法第23条〔第42条〕は、都道府県知事等が行う改善命令に関する規定である。
- 盛土等又は土石の堆積に伴う災害防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不十分であり、これを放置すると盛土等に伴う災害の発生のおそれ大きい場合は、土地所有者等及び原因行為者に対して、**改善命令**を行う。
- **盛土等に伴う災害の防止のため必要がある場合は**、土地所有者等、工事主又は工事施行者に対し、災害防止のため必要な措置をとることを**勧告**する。
- **改善命令の発出が必要であるにもかかわらず、合理的な根拠がなく権限の行使を怠っている場合には**、**裁判所により違法とされる余地がある**。

◆法第23条〔第42条〕第1項に基づく改善命令

- 規制区域内の**土地の所有者、管理者又は占有者は、盛土等による災害が生じないように、当該土地を常時安全な状態に維持する努力義務**を負うことを前提に、宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のための必要な措置が取られておらず、若しくは極めて不十分であるために、これらを放置することにより、盛土等に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合において、当該規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けた上で、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うよう命ずることができる。
- 区域指定前の土地において、盛土等に伴う災害発生の可能性が高い場合には、速やかに本項に定める命令を行い、盛土等の安全性を確保することが肝要。

◆法第23条〔第42条〕第2項に基づく改善命令

- 土地所有者等以外の者の盛土等に関する不完全な工事その他の行為によって、法第23条第1項〔法第42条第1項〕に定める災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者に同項に定める工事を行わせることが相当であり、かつ土地所有者等からも異議がない場合において、都道府県知事が、行為をした者に対して工事の全部又は一部を行うよう命ずることができる。

◆改善命令等の要件（法第22条[第41条]第2項、第23条[第42条]第1項）

- 改善命令の要件は、災害の防止のため必要な措置が未実施、若しくは極めて不十分であり、災害発生のおそれから技術的観点から見て客観的な可能性があること。
- 勧告の要件は、技術的基準に合致するかまたはこれに準ずる程度に反すると認められるときであり、改善命令に相当する危険な状態となる前に修繕等を行う、予防的観点も含まれる。

勧告・改善命令

危険性のランク	要件	備考
改善命令レベル	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の防止のため必要な擁壁等が未設置、若しくは極めて不完全（土石の堆積の必要な措置の未実施、若しくは極めて不十分） ● 災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合 	<p>「災害発生のおそれ」とは、単に主観的に危惧が感ぜられるだけではなく客観的（技術的観点からみて）な可能性があること。</p>
勧告レベル	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の防止のため必要があると認める場合 	<p>技術的基準に合致するかまたはこれに準ずる程度に反すると認められるとき</p>

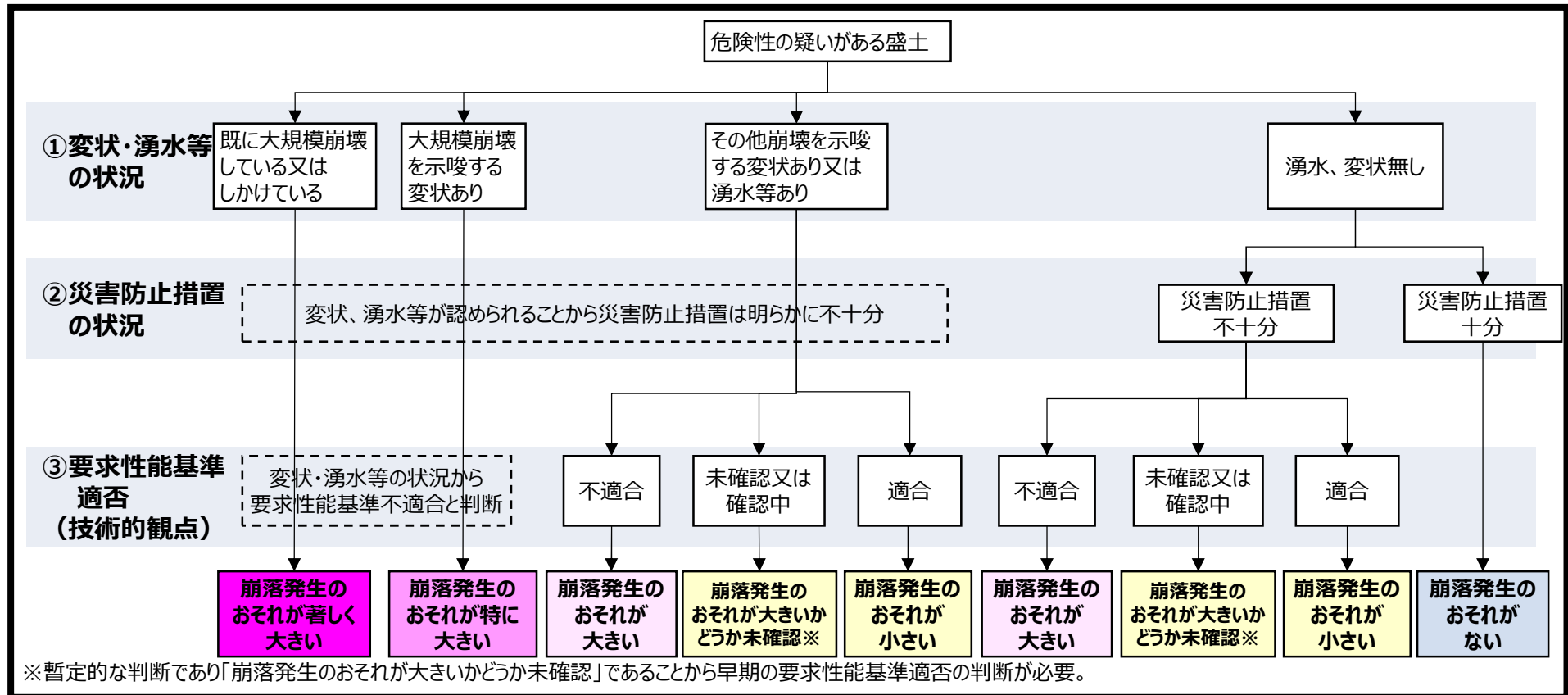
判断基準

盛土等の状況	人的被害のおそれ（公益性）
<p>以下の①、②を満たしている</p> <p>① 災害防止措置がとられていない、または、著しく不完全で機能していない（例：盛土の締固めや擁壁・排水施設の設置などの必要な措置が取られていない、災害防止措置はされているが、盛土が著しく変状するなど機能していない 等）</p> <p>② 技術的観点から、崩落のおそれが大きい（例：安定計算の結果、崩落のおそれが大きいと判断、盛土の高さ・勾配・地形等から、崩落のおそれが大きいと判断等）</p>	<p>技術的観点から、盛土の崩落により土砂が流出するおそれのある範囲や、被害を受ける周辺の保全対象（人家等）が具体的に想定されている</p>
<p>技術的基準又はこれに準ずる水準（技術的基準が求める性能基準）に不適合（例：擁壁に亀裂がある、排水施設が機能していない、盛土に変状が見られる 等）</p> <p>※ 現行基準で造成されていない盛土については、直ちに勧告対象になるのではなく、現況から危険性を判断</p>	<p>現時点で具体的な被害の想定にまで至っていないものの、将来的なリスクも含め、周辺の保全対象（人家等）への影響が懸念される</p>

◆盛土の危険性判断基準

➤ 「盛土等の状況」と「人的被害のおそれ」から判断

(1) 盛土等の状況（盛土等が崩落するおそれがあるかどうかを判断）



※暫定的な判断であり「崩落発生のおそれが大きいかどうか未確認」であることから早期の要求性能基準適合の判断が必要。

(2) 人的被害のおそれ（公益性）（盛土等が崩落した場合に人的被害があるかどうかを判断）

	想定される	懸念される	懸念されない
被害の状況	技術的観点から盛土等の崩落による人家等への被害が想定される <ul style="list-style-type: none"> ● 人家等の保全対象の被害 ● ため池や河川等に崩落し二次被害 	現時点では人家等への被害は想定されないが、将来的な土地利用の変化等により被害が懸念される	被害が想定されない

5章 改善命令等

5.2 改善命令の要件等

◆ 盛土の危険性判断基準

➤ 「盛土等の状況」と「人的被害のおそれ」から判断

		盛土等の状況					
		崩落発生のおそれ が著しく大きい (既に大規模崩壊して いる又はしかけており、 明らかに要求性能基準 に不適合)	崩落発生のおそれ が特に大きい (大規模崩壊を示唆 する変状があり、明らか に要求性能基準に不 適合)	崩落発生のおそれ が大きい (調査の結果、要求性 能基準に不適合)	崩落発生のおそれ が大きいかどうか 未確認 (要求性能基準の判 定に必要な調査が未 実施または実施中で あり、盛土等の状況 を客観的に判断がで きていない)	崩落発生のおそれ が小さい (要求性能基準に適 合しているが、災害防 止措置は不十分)	崩落発生のおそれ がない
人的被害のおそれ (公益性)	想定される (技術的観点から盛 土等の崩落による人 家等への被害が想定 される)	著しく大きい 改善命令 (命ずるとまがない) ↓ 特別緊急代執行 (緊急対応)	特に大きい 改善命令	大きい 改善命令	可能性あり 勧告		なし 経過観察
	懸念される (現時点では人家等 への被害は想定され ないが、将来的な土 地利用の変化等によ り被害が懸念される)						なし 経過観察
	懸念されない	なし 経過観察					

※暫定的な判断であり「崩落発生のおそれが大きいかどうか未確認」であることから早期の要求性能基準適否の判断が必要。

◆土石の堆積の危険性判断基準

<危険性判断基準>

- 「盛土等防災マニュアル」の技術基準の項目のうち、①若しくは②に該当し、土石の堆積が崩れた場合に現時点では人家等への被害は想定されないが、将来的な土地利用の変化等により被害が懸念される場合は「勧告」、想定される影響範囲に保全対象がある場合は「改善命令」を行う。

		危険性判断項目	判断の目安
土石の堆積の状況	の適合状況 「盛土等防災マニュアル(案)」における技術基準へ	①土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配	1/10以上（ 地盤勾配が急 と判断）
		②土石の堆積周辺の空地（もしくは空地を設けない場合の措置）	高さまたは高さの2倍を超える幅の 空地が不十分 （もしくは高さを超える鋼矢板、土質等に応じた安定勾配等）
		【参考】地表水等の浸透による緩み等が生じない措置	（側溝等の設置なし）
人的被害のおそれ （公益性）	事業地周辺の人家等の状況	想定される影響範囲内に人家等がある※ 大きい 改善命令	

※ ①若しくは②に該当し、現時点では人家等への被害は想定されないが、将来的な土地利用の変化等により被害が懸念される場合は「勧告」を行う。

5章 改善命令等

5.3 改善命令等の実施方法

◆ 応急対策の命令検討

- 実施を求める措置の内容は、基本的には、盛土等に伴う災害を抜本的に防止する対策工事となるが、当該工事の実施・完了までに一定の時間を要することから、**盛土等の状況によっては、抜本的な対策工事とともに、応急対策工事も同時又は事前に命令することも可能**である。

◆ 弁明の機会の付与の省略

- 改善命令を行う場合は、行政手続法第13条1項第2号に基づき、弁明の機会の付与を行う必要があるが、**公益上、緊急を要する場合には、同条2項に基づき、弁明の機会の付与を省略することができる。**
- 盛土規制法における改善命令の対象となる盛土等のうち、弁明の機会の付与手続の期間、盛土等を放置しては崩壊を招くおそれがある場合、弁明の機会の付与を省略して差し支えない。
- 具体的には、危険性判断基準表に示す「盛土等の状況」と「人的被害のおそれ」から判断し、盛土等の状況が大規模崩落を示唆するような変状が認められる**「崩壊発生のおそれが特に大きい盛土等」**であり、**「人的被害のおそれが想定」される盛土等を指す**。また、盛土等の状況が「崩壊発生のおそれが大きい」場合であっても、地盤調査に基づく安定計算等の結果、降雨等の気象状況や人的被害のおそれの程度等を踏まえ、弁明の機会の付与を行う時間的猶予がないと判断できる場合には弁明の機会の付与を省略して差し支えない。

◆ 命令書の交付

- 命令書は、命令の相手方への直接交付（交付時の写真撮影、相手方の受領署名等）又は書面送付（特定記録郵便等）により行い、相手方が受領したことの記録を残す必要がある。

◆ 改善命令の公表

- 改善命令の公表は、情報提供による国民の安全性確保及び災害発生防止を目的として、**特段の法律上の根拠がなくとも公表することが可能。**
- 公表する内容としては、**少なくとも命令の対象となる土地の場所及び命令の内容が必要**である。
- また、**被処分者が他の場所で盛土等を行う可能性がある事業者である場合**などには、原因行為者が再び不法・危険盛土等を行うことを防止し、もって不法・危険盛土等による災害の発生を予防する観点から、**当該行為者（被処分者）の氏名又は名称の公表を行うことも検討すべき**であるが、その詳細については、**都道府県が制定する個人情報保護条例等に抵触しない範囲で判断が必要。**

5章 改善命令等

5.4 改善命令の内容（命令書の記載事項）

◆改善命令の内容

- 改善命令は、土地利用状況その他の状況から見て相当であると認められる限度内であることから、「崩落防止する措置」と、「崩落したとしても人的被害を防止する措置」による災害の防止が考えられる。
- 「崩落発生のおそれ」を防止する措置の場合は、盛土自体の崩落防止のため求める性能（安全率）と、「原因となる事実関係」に応じた適切な対策内容や工法例を具体的に記載。
- 「崩落したとしても人的被害を防止する措置」を防止する措置の場合は、崩落したとしても保全対象に影響を与えないことを求める性能と「原因となる事実関係」に応じた適切な対策内容や工法例を具体的に記載。
- 求める性能と対策内容や工法例は、政令で定める技術的基準や関連するガイドライン等を参考に内容を設定することが望ましい。

■ 災害防止措置の種別

	崩落防止する措置【基本形】	崩落したとしても人的被害を防止する措置
求める性能基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 盛土の崩落を防止することを規定（安全率による確認） 例）「最小安全率（常時）1.5以上かつ最小安全率（地震時）1.0以上を満足すること」 	<ul style="list-style-type: none"> ● 崩落したとしても保全対象に被害を与えないことを規定 例）盛土タイプに応じた保全対象との必要離隔を規定 「盛土法尻から2H以上の離隔を確保すること（H：盛土高さ）」
対策工法	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全率を満たし、かつ、原因となる事実関係（崩落発生のおそれの根拠）に応じた適切な対策内容や工法例を記載 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保全対象との必要離隔に応じた適切な対策内容や工法例（排土工による盛土高さの抑制等）を記載
対策イメージ図		
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 保全対象までの離隔や、盛土タイプ等によらず適用可能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 詳細な設計等を実施せずに、是正可能となる場合がある ● 「崩落防止する措置」に比べ簡易な工法・安価となる場合がある
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査・安定計算が必須であり、是正までに時間と費用を要する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保全対象までの離隔を確保する必要があるため、盛土形状やタイプ、周辺の土地利用によっては適用が難しい。

5章 改善命令等

5.4 改善命令の内容（命令書の記載事項）

◆行政処分における履行期限・着手期限（再掲）

- 監督処分、改善命令の「期限」は、履行期限として、具体的に日を持って指定すること。ただし、**工事停止命令、土地使用禁止命令及び土地使用制限命令については期限を設けず速やかに対応を求めることが可能。**
- **期限については工事内容等を考慮し、是正に要する期間を総合的に判断すること。**
- 期限の設定に当たっては、必要に応じて**工事に関連する部局や専門家へ確認を行ったうえで設定**することや国土交通省、各地方公共団体が定める**積算基準等を参考にすることが考えられる。**
- 期間の妥当性を対外的に示せるように、**期限の設定根拠等を書面で残しておくこと。**
- **期限までの履行を確実なものとするとともに、早い段階で行政代執行や告発の判断を可能とするため、履行期限とは別に、履行条件として、履行期限までに措置を完了させるための前提条件を併せて命じ、当該条件に違反した場合には「講ずる見込みがない」とみなす旨を客観的に示しておく必要がある。**
- 主な履行条件としては、**①着手期限を設定し、同期限までに工事計画書や着手の確認ができる資料を提出すること、②災害防止措置は、工事計画書等に定められた工程を遵守し、工事の進捗・施行状況の報告を求められたときは速やかにこれに応じること、**などが考えられる。
- 着手期限を設定するにあたり、**着手とみなす客観的に判別可能な行為を命令書に明確に記載すること。**
- 着手期限を設定したにもかかわらず、**命令を受けた者が災害防止措置に着手しない場合**には、命令を受けた者の意思を明確に表示させる等により、**履行期限を待たず「講ずる見込みがない」に該当するかの判断を遅滞なく行うこと。**

5章 改善命令等

5.4 改善命令の内容（命令書の記載事項）

◆命令書記載案

- 「2. 処分理由」では、「根拠法令等」と「原因となる事実関係」を記載する。
- 「根拠法令等」には、処分の根拠となる法律、政省令及び技術的基準等を、「原因となる事実関係」には、変状が発生している等の**危険な箇所と要因、どのような危険性があり命令を行うのかを具体的に記載するため、危険性が認められる箇所を図示**する。
- 「3. 命令内容」では、**周囲の土地における建物（特に人家）、施設の状況からみて、災害が発生した場合に予想される人命、財産の損害の程度、災害の恐れを生じたことについての故意過失の有無、損害と予防工事に要する費用の比較衡量**その他あらゆる観点から考慮して相当と認められる限度とする必要はある。
- 命令書には**危険性を除去又は抑止するために求める性能と対策内容や工法例を具体的に記載**すること。また、必要に応じて平面図や断面等を添付するなど、行為者が是正すべき箇所が明確になるように記載すること。
- 行為者の是正内容が適切か判断するため、**着手期限として工事施行計画書を提出することを明記**しても差し支えない。

命令書の記載（イメージ）

令和〇年〇月〇日
〇〇株式会社 ●●●●様
都道府県知事 〇〇〇〇
改善命令 命令書
宅地造成及び特定盛土等規制法 第23条第1項に規定する宅地造成等に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められたため、同条同項に基づき災害防止のために必要な措置をとることを命じる。
1. 場所 〇〇市△△町■丁目□地先
2. 処分理由 (1) 根拠法令等 宅地造成及び特定盛土等規制法 第23条第2項
(2) 原因となる事実関係 ・当該土地は、法第10条第1項に定める宅地造成等工事規制区域である。 ・別添1に示す箇所において盛土のり肩からのり面にかけて連続性のあるクラックが確認され、のり面が崩落し、下流の人家に影響を与える可能性が大きいと認められるため。
3. 命令内容 履行期限までに、別添1に示す当該土地のり面に対して、盛土の安定計算による最小安全率（常時）1.5以上かつ最小安全率（地震時）1.0以上を満たすよう、排土や押さえ盛土又はこれと同等以上の機能を有する是正措置を講ずること。 安定計算にあたっては、ボーリングや土質試験、地下水位観測等の適切な調査を実施し、現場状況に即した条件設定を行うこと。
4. 履行期限 令和〇年△月△日
5. 履行条件 (1) 着手期限（令和〇年■月■日）までに、工事計画書を本県に提出するとともに、着手の確認ができる資料を併せて提出すること。 (2) 災害防止措置は、工事計画書等に定められた工程を遵守し、工事の進捗・施行状況の報告を求められたときは速やかにこれに応じること。
6. 措置を履行しない場合 上記履行期限までに、「3. 命令内容」記載の措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないときは、法第23条3項が準用する法第20条第5項の規定により、都道府県知事自ら措置を講じ、その措置に要した費用の徴収をすることがある。「5. 履行条件」に違反した場合も、上記措置を講ずる見込みがないとみなし、同様の措置を講ずることがある。
7. 備考 本命令に違反した場合（「5. 履行条件」に違反した場合を含む）は、法第56条第3号に該当するものとして、刑事訴訟法第239条第2項に基づき、告発することがある。
8. 教示 _____ 略 _____

5章 改善命令等

5.5 勧告

◆勧告の要件

- 勧告の要件は、「**災害の防止のため必要があると認める場合**」である。「**技術的基準又はこれに準ずる程度**」に適合していないと認められるときであり、改善命令に相当する危険な状態となる前に修繕等を行う、予防的観点も含まれる。
- 勧告は、具体的な処置を求めるものであることから、法第22条第1項とは異なり、**土地の所有者、管理者又は占有者のほか、「工事主又は工事施行者」もその対象に含まれている。**

◆勧告の危険性判断基準

- 「**盛土等の状況**」と「**人的被害のおそれ**」の双方から盛土等の危険性を判断して決定する。(p.38～40参照)
- 盛土等の状況について崩壊発生のおそれがなく、人的被害のおそれも懸念されないため、**勧告の要件を充たさない場合でも、引き続き経過観察を行い、周辺の土地利用状況の変化等を定期的に確認**することが望ましい。

◆勧告の実施方法

- 勧告を行う場合は、相手方に対し勧告書を交付する。勧告書は、**勧告の相手方への直接交付（交付時の写真撮影、相手方の受領署名等）又は書面送付（特定記録郵便等）**により行い、相手方が受領したことの記録を残す必要がある。
- 勧告の公表については、行政指導であることを鑑み公表を行わず、周辺住民等への説明のみ行い、災害の発生のおそれが大きくなった場合には躊躇なく改善命令をするとともに、公表することが可能。

6章 行政代執行（概要）

6.1 趣旨

6.2 行政代執行の要件

- 緩和代執行（要件、手続きの省略） ⇒P.47
 - 災害防止措置を命ぜられた者が、期限までに措置を講じない、講じても十分でない、講ずる見込みがない場合、代執行が可能 ⇒P.48
- 略式代執行（要件、土地所有者等の調査方法、「過失がなく、確知できない」の判断、「他に確知可能な者がいる場合」の対応） ⇒P.49～50
 - 災害防止措置を命ずべき者を確知できない場合、代執行が可能
- 特別緊急代執行（要件） ⇒P.50
 - 緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合で、災害防止措置を命ずるとまがない場合、代執行が可能

6.3 行政代執行の進め方

- 緩和代執行の手続きフロー ⇒P.51
- 略式代執行の手続きフロー ⇒P.52
- 特別緊急代執行の手続きフロー ⇒P.53

6.4 災害防止措置の実施

- 命令内容と行政代執行の内容の差異 ⇒P.54

6.5 費用の徴収

- 国税滞納処分の例に従った費用徴収の手続きフロー ⇒P.55
- 財産調査権
- 費用徴収の期間 ⇒P.56
- 代執行後に確知した者からの費用徴収、監督処分・改善命令を受けた法人が解散した場合 ⇒P.57

6.6 代執行後の土地及び代執行において設置した工作物の管理

- 土地所有者等の代わりに自治体が工作物を設置した場合 ⇒P.58
- 土地所有者等以外の原因行為者の代わりに自治体が工作物を設置した場合

◆行政代執行の要件(法第20条[第39条]第5項第1号～第3号)

- 本法は、行政代執行法の特例として、緩和代執行、略式代執行及び特別緊急代執行を規定して、簡易迅速な手続により代執行を行うことを可能にしている。
- 本法に基づく行政代執行は、一般代執行ではなく、特例として規定されている下記三つの代執行の中から、具体的状況に応じて、適切な方法を選択して対応されたい。

代執行の種類	要件	補足事項
(参考) 通常代執行 (行政代執行法第2条)	①法律に基き行政庁により命ぜられた行為について ②義務者がこれを履行しない場合 ③他の手段によつてその履行を確保することが困難であり(補充性の要件) ④その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき(公益性の要件)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般法においては、③補充性の要件や④公益性の要件に該当するか、行政が判断する必要
緩和代執行 (本法第20条[第39条]第5項第1号)	①災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた者が ②-1 期限までに措置を講じないとき ②-2 措置を講じても十分でないとき ②-3 措置を講ずる見込みがないとき	<ul style="list-style-type: none"> ・行政代執行法第2条の特例として、①及び②-1～②-3のいずれかを満たす場合には、行政代執行が可能 ※「①災害防止措置を講ずべきことを命令」していることをもって、補充性の要件や公益性の要件に該当 ※②-1～②-3のいずれかを満たす場合には、行政代執行法の「②義務者がこれを履行しない場合」の要件に該当
略式代執行 (本法第20条[第39条]第5項第2号)	①災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において ②過失がなくて当該災害防止措置を命ずべき者を確知することができないとき	<ul style="list-style-type: none"> ・行政代執行法第2条の特例として、十分な調査を行っても命ずべき者を特定することができないときは、相当の期間を定めて、あらかじめ公告することで、代執行が可能
特別緊急代執行 (本法第20条[第39条]第5項第3号)	①緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において ②災害防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・行政代執行法第2条の特例として、①「直ちに災害防止措置を講じなければ、人命に影響を及ぼすような重大な災害が発生するおそれがある場合」で、②「命令を發出し、命令を受けた者が履行期限までに災害防止措置を講ずることを待っている間は、その重大な災害が発生するおそれや災害の発生を防止することが困難になる場合」には、命ずべき者に命令することなく、代執行が可能

6章 行政代執行

6.2 行政代執行の要件

◆緩和代執行の要件(法第20条[第39条] 5項1号)

- 行政代執行法第2条においては、「**他の手段によつてその履行を確保することが困難**」(補充性の要件)かつ、「**その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき**」(公益性の要件)に該当するか否かを行政が判断して代執行することとなっているが、盛土規制法では、**監督処分や改善命令により災害防止措置を命じた場合においては、法第20条[第39条] 5項 1号から3号に定める要件さえ満たせば、代執行ができること**となっている。
- これは、盛土規制法に基づき、**災害防止措置を命ずる盛土等は、基本的に人命への影響が危惧される「公益性の要件」に該当するもので、災害防止措置を講じなければ、災害発生のおそれを除去できない「補充性の要件」を満たすもの**であることから、行政代執行の実施にあたり、再度要件への適合性を検討することなく、むしろ、人命を守るため、**躊躇なく、迅速に行政代執行ができるよう明文したものである**。

◆緩和代執行における手続きの省略

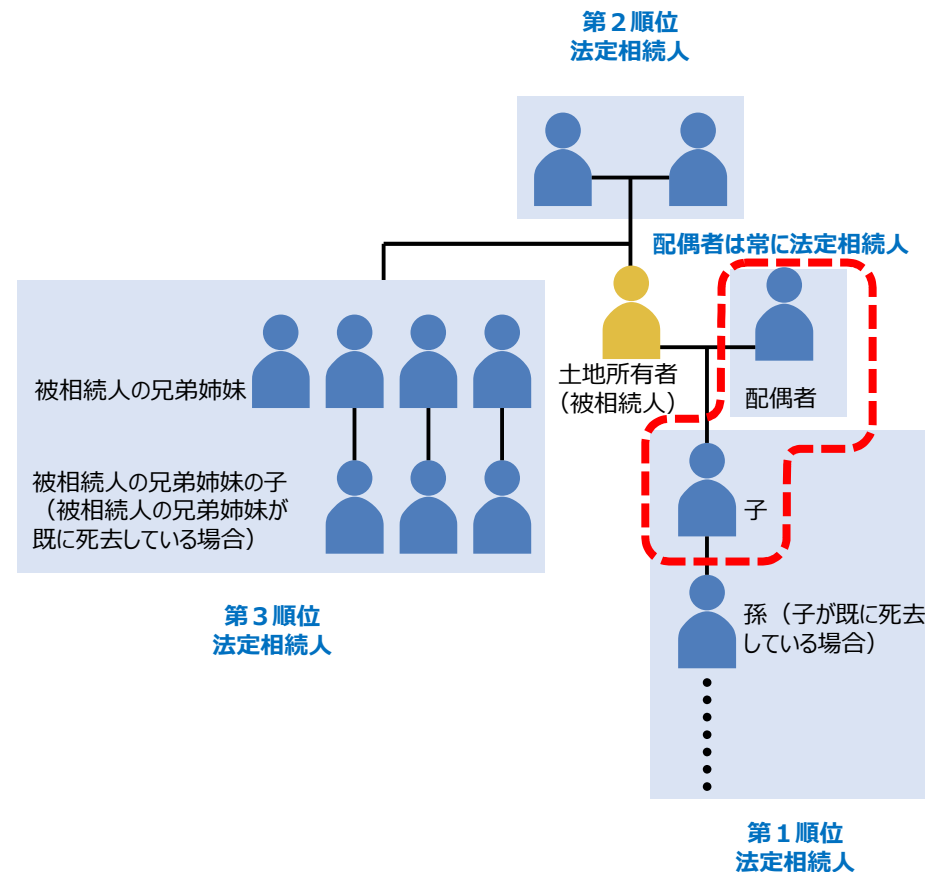
- 本法では、監督処分や改善命令により災害防止措置を命じた場合においては、相手方が期限までに措置を講じない、講じても十分でない、講ずる見込みがないときは、代執行ができる(緩和代執行)。
- この際、**行政代執行法第3条に定める手続要件である戒告や代執行令書の手続きが必要**となるが、行政代執行法第3条3項に基づき、**非常または危険切迫の場合には、手続きの省略が可能**である。
- 本法の行政代執行の対象となる盛土等については、**災害が発生し人命に危害を及ぼすおそれが大きいもの**である。
- また、戒告をする際には「相当の履行期限」を定める必要となるが、盛土規制法の行政代執行の対象となる盛土等については、**災害が発生し人命に危害を及ぼすおそれが大きいもの**であり、災害防止措置を講ずるには相当の時間を要することが想定される。そのため、**手続きに時間をかけることで、盛土等の崩落を招くおそれがあることから、これら手続きを省略して差し支えない**。
- ただし、この場合であっても、**命令の相手方に行政代執行をする可能性があること等を事前に通知**するため、**監督処分や改善命令の命令書に、①本法のより行政代執行を行うことがある旨や、②行政代執行に要した費用の徴収をすることがある旨など、行政代執行法の手続における文書による戒告、代執行令書による通知に代える要件を記載して交付することが必要**であることから、**命令段階で非常または危険切迫の場合に該当するか判断**すること。

6章 行政代執行

6.2 行政代執行の要件

◆ 略式代執行における「過失がなく、確知できない」の判断(法第20条[第39条] 第5項第2号)

- 「過失がなく」とは、職務行為において通常要求される注意義務を履行したことである。
- 原因行為者が確知できない場合は、土地所有者等を探す必要があるが、所有者や相続人が多数の場合、調査に時間がかかってしまい、代執行の着手を行えなくなるリスクが懸念される。そのため、災害防止のためとする本法の円滑な施行の観点から、戸籍附票に示される人物のみ（配偶者、子供）を調査した場合、「職務行為において通常要求される注意義務を履行したこと」と判断したとしても差し支えない。



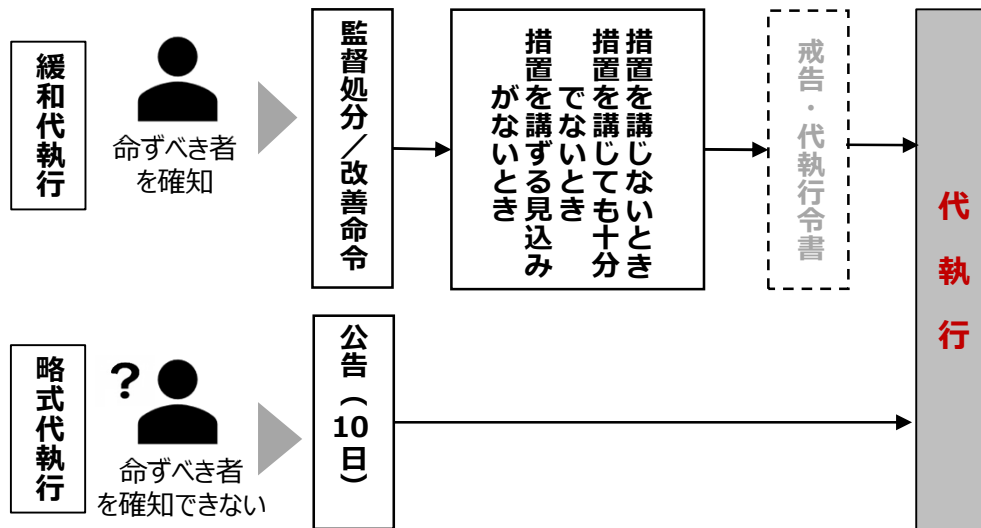
(参考) 現行民法の相続人

6.2 行政代執行の要件

◆ 略式代執行における「他に確知可能な者がいる場合」の対応(法第20条[第39条]第5項第2号)

- 不法・危険盛土等に多数の工事主等が関係する事案において、その工事主等の一部は確知できたが、確知できない者がいる場合には、確知できた者に対して命令を発出して措置が講じられない等の場合には、緩和代執行手続きを行うとともに、確知できなかった者に対して代執行後の費用徴収権を確保するため、本法第20条第5項第2号に基づく公告を行った上で代執行を行うことが望ましい。

■ 緩和代執行と併せて略式代執行の手続きを行う流れ



➤ 法の趣旨を踏まえ、土地所有者等については、**盛土等に関する工事に対する関与の度合いにかかわらず、監督処分や改善命令を発出するべきであり、命令に対して措置が講じられないなどの場合には、代執行手続に移行した上で、代執行に要した費用について土地所有者等に求償することが可能**である。

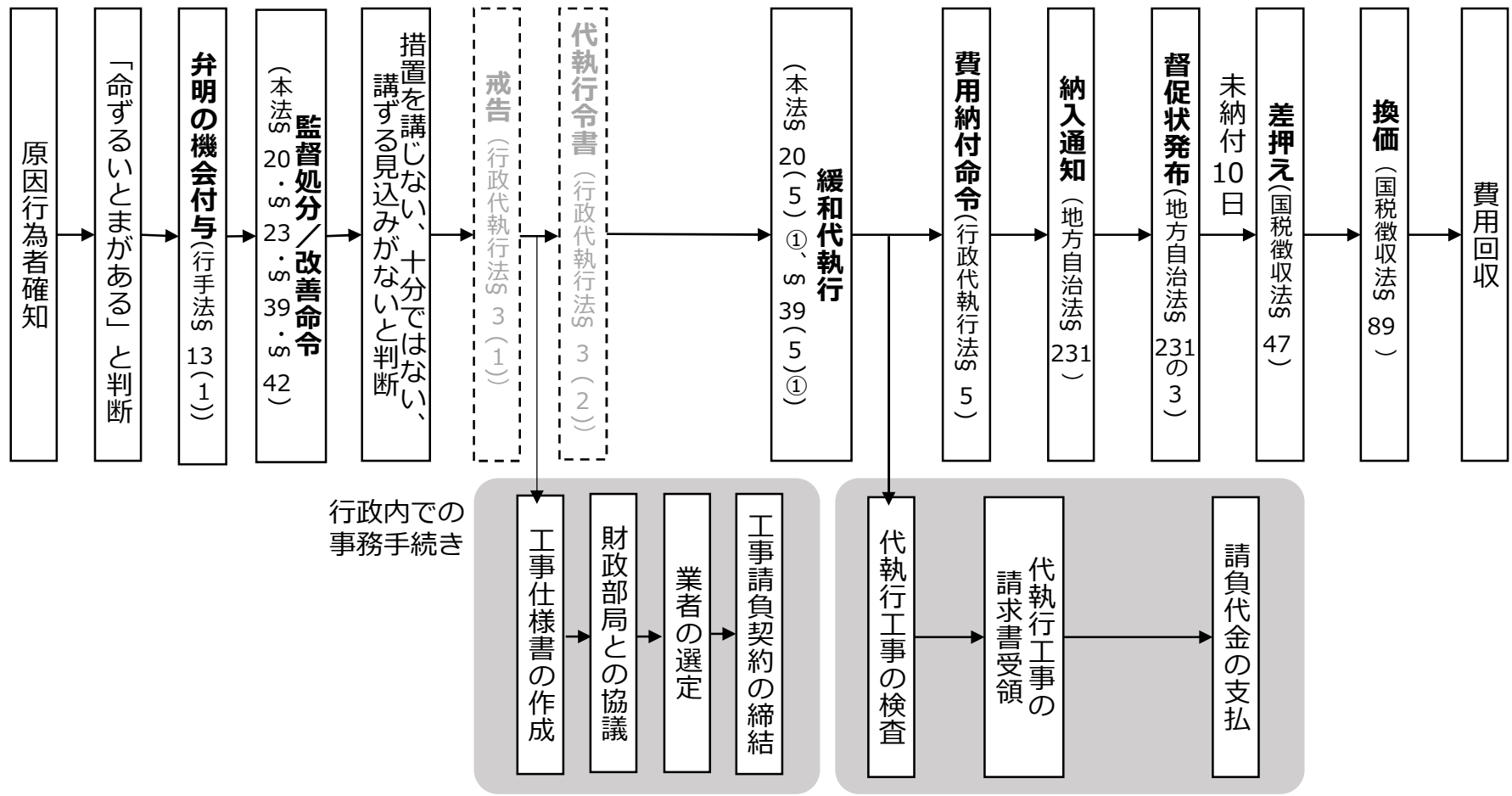
➤ ただし、**他に原因行為者がいることが判明している事案において、その者を過失なく確知できない場合には、緩和代執行と略式代執行を併用して行った上で、代執行に要した費用については、原因行為者を引き続き探索して、原因行為者に対して求償することも考えられる。**

◆ 特別緊急代執行の要件 (法第20条[第39条] 第5項第3号)

- ①「直ちに災害防止措置を講じなければ、人命に影響を及ぼすような重大な災害が発生するおそれがある場合」で、
②「命令を発出し、命令を受けた者が履行期限までに災害防止措置を講ずることを待っていては、その重大な災害が発生するおそれや災害の発生を防止することが困難になる場合」には、命ずべき者に命令することなく、特別緊急代執行が可能

◆緩和代執行フロー(法第20条[第39条] 第5項第1号)

- 第1号の緩和代執行は、弁明の機会付与後、監督処分又は改善命令を行い、命令の相手方が措置を講じない、十分でない、講ずる見込みがないと判断した時には、代執行を実施する。代執行後は費用徴収の手続きを実施する。具体的には、行政代執行法第5条の規定により費用納付命令後、地方自治法第231条に基づき納入通知を送付する。納入期限までに納付が無ければ、20日以内に督促状を発布する。督促状発布後10日以内に納付が無ければ、滞納処分を行い、差押え、換価を行い費用を回収する。

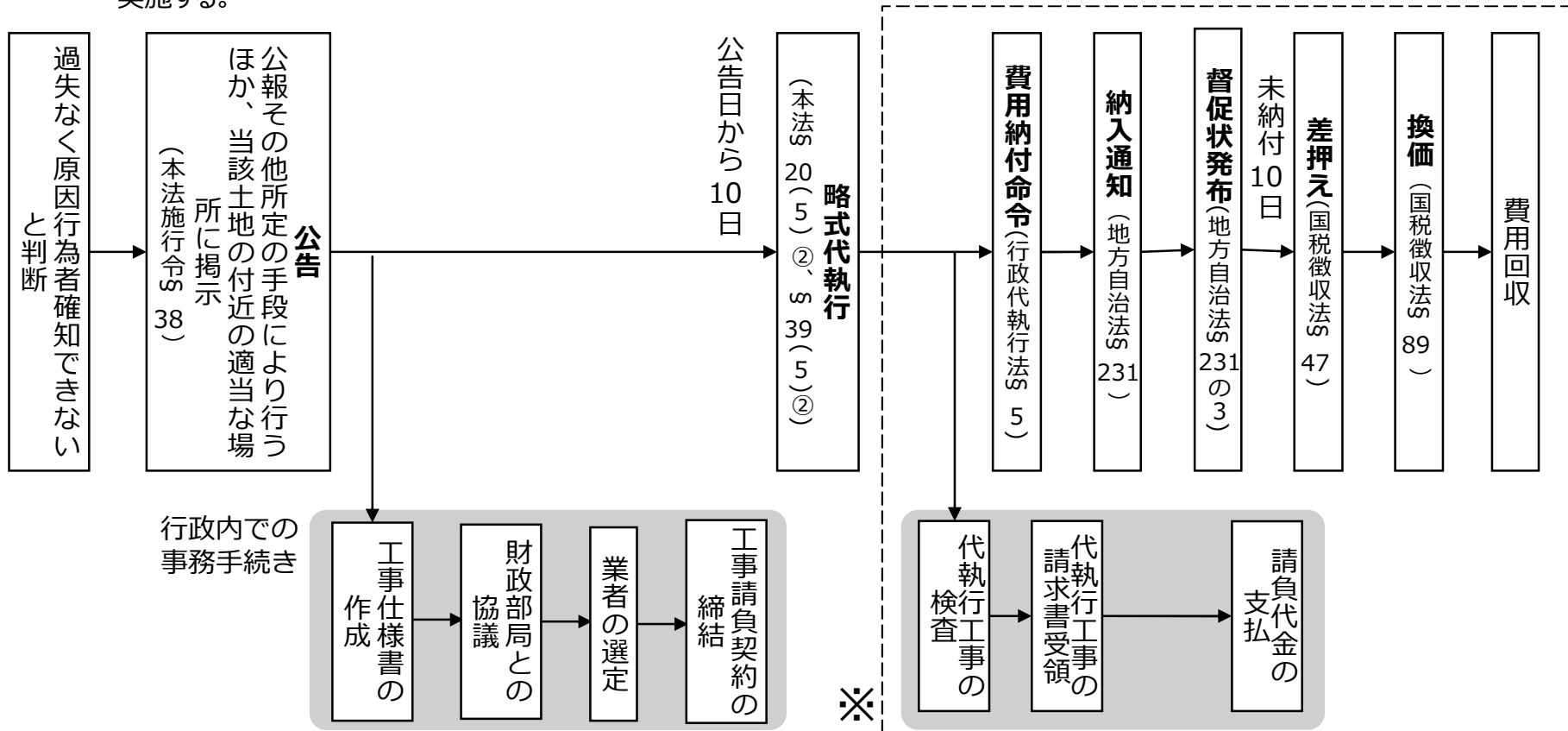


6章 行政代執行

6.3 行政代執行の進め方

◆ 略式代執行フロー(法第20条[第39条] 第5項第2号)

- 第2号の略式代執行は、相当の期限を定めて当該災害防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害防止措置を講じない場合は行政代執行を行う旨をあらかじめ公告したうえで代執行を実施する。略式代執行の場合、命ずべき相手が確知できていないため、その後の費用徴収手続きは行わないが、命ずべき相手が確知できた場合には、1号の緩和代執行と同様に費用徴収の手続きを実施する。

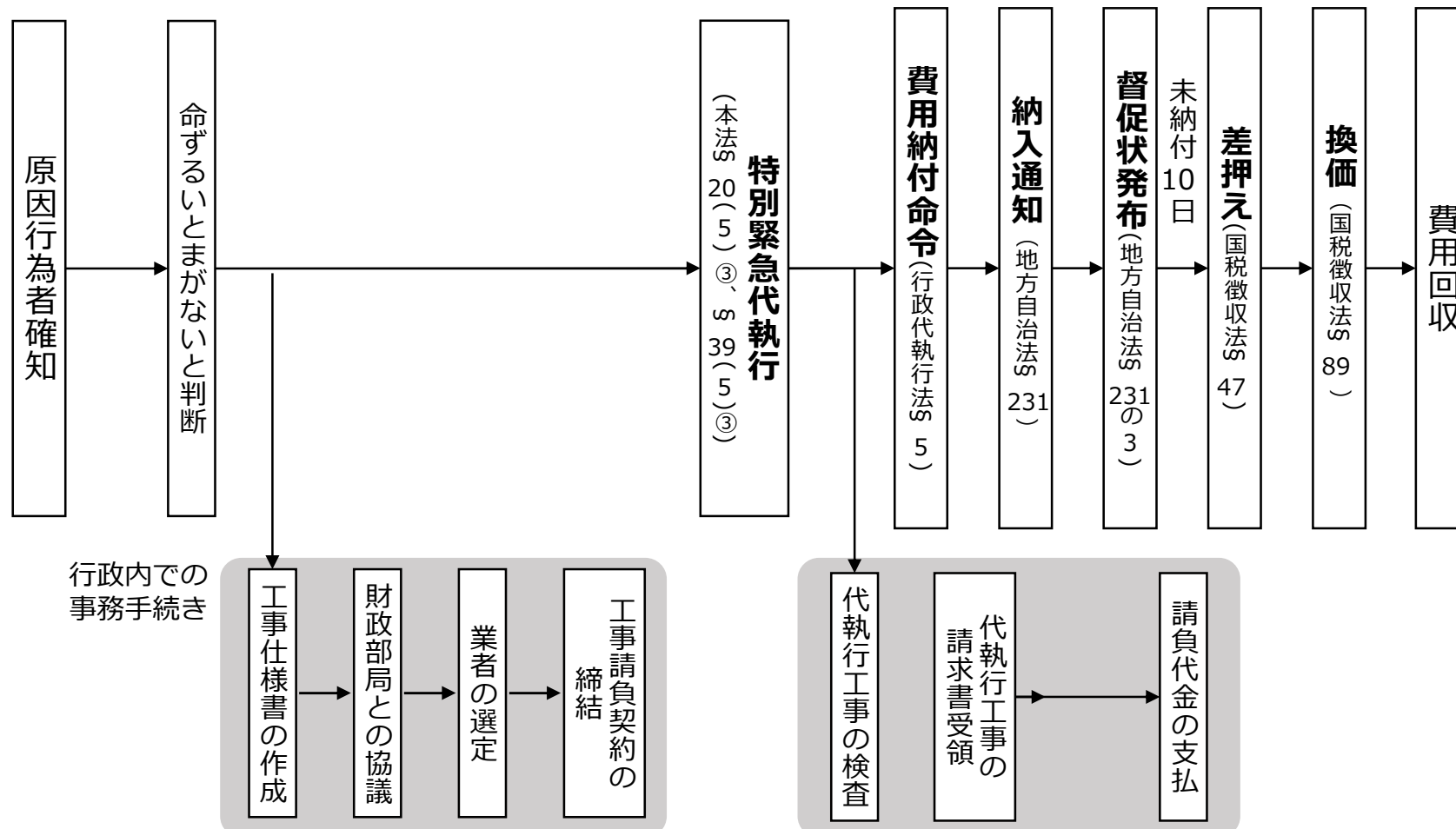


※費用の徴収については、相手方を確知できていないため事実上実施できない。略式代執行後、引き続き原因行為者を調査するという事も考えられる。

◆特別緊急代執行フロー(法第20条[第39条] 第5項第3号)

- 特別緊急代執行は、監督処分又は改善命令をすることなく、直ちに代執行を実施する。代執行後は緩和代執行と同様に費用徴収の手続きを実施する。

特別緊急代執行



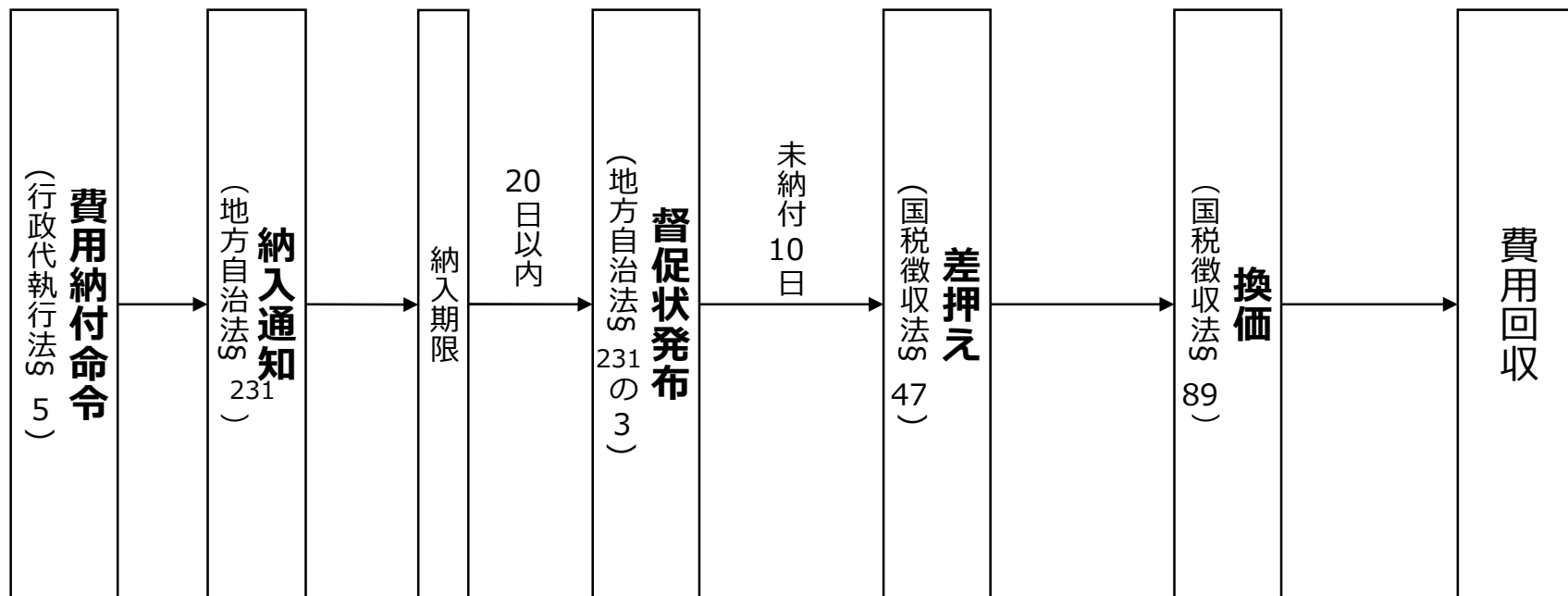
◆ 監督処分・改善命令と行政代執行の内容の差異(法第20条[第39条] 第5項第1号～第3号)

- 監督処分又は改善命令の内容と行政代執行の内容に差異があっても許される。
- 監督処分又は改善命令を行った事案において、どこまで代執行を実施するかは、工事主等又は原因行為者に命じた災害防止措置等の内容にかかわらず、盛土等の規模、これに起因する周辺住民への影響の程度、災害発生の危険性等の客観的事情を総合勘案の上、各都道府県知事等の判断により適切に決定されたい。

◆行政代執行費用徴収の流れ（国税滞納処分の例について）

- 行政代執行の費用徴収の方法は、国税滞納処分の例に従って費用徴収を行うこと。
- 対象者が複数存在する場合（土地が共有などの場合も含む）には、連帯納付義務を負わせるために納付命令書に連名で記載した上で、それぞれに対して交付する。
- フローは下記のとおりである。

○行政代執行費用徴収の流れ



6章 行政代執行

6.5 費用の徴収

第3編

◆費用徴収の期間

- 費用徴収の期間は、「行使することができる時」（納入の通知到達時）から5年である。なお、時効を伸ばせる方法として、時効の完成猶予や更新が挙げられる。
- 納付や差押え等によって時効が更新されるため、費用徴収に時間を要する場合は、これらの方法を用いることが望ましい。
- 時効期間の満了が近いなどの事情がある場合には、適宜これらの方法を検討し、効果的な費用徴収が可能であるにもかかわらず、時効により徴収の機会が失われることのないよう、適切に時効の管理を行い、債権保全に努められたい。

■ 請求ができる期間を延ばせる場合

種類	内容	例
①時効の完成猶予	完成猶予事由が発生すると所定の機関が経過するまで時効の完成を猶予すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 催告（地方自治法236条3項、民法150条） ・ 徴収猶予（地方税法18条の2第4項）
②時効の更新	それまで進行していた時効期間が更新されて、新たな時効が進行すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債務の承認（地方自治法236条3項、民法152条） ※一部納付は、一部であることを認めてすれば、全部についての承認となる。 ・ 納入の通知（地方自治法236条4項） ・ 督促（地方自治法236条4項。最初の督促に限り、再督促は更新の効力なし）
③時効の完成猶予＋更新	時効の完成猶予により時効の進行は止まり一定の期間まで時効は完成しない。ある条件があると、時効が更新されて、新たな時効が進行するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 強制執行（差押え等）（地方税法18条3項、民法148条） ・ 裁判上の請求（地方自治法236条3項、民法147条）

6章 行政代執行

6.5 費用の徴収

◆代執行後に確知した者からの費用徴収

- 一つの現場に無許可工事を行った工事主が複数存在する場合、すでに確知している一部の工事主のみならず、その後に確知した工事主に対しても、費用徴収を行うことができる。その場合は、略式代執行に基づく公告を行う必要がある。

◆監督処分・改善命令を受けた法人が解散した場合の行政代執行及び代執行費用の徴収

- 命令を受けた法人が倒産した場合、行政代執行費用の徴収が困難になることから、**予め費用徴収権を確保するため、法人に加えて、盛土等を行った原因行為者（代表者等）に対しても命令を行うことが望ましい。**
- また、仮に、代表者等に命令を行っていなかった場合で、命令を受けた法人が**行政代執行前に倒産した場合は、費用徴収権を確保するため、盛土等を行った原因行為者（代表者等）に対しても命令を行って差し支えない。**
- また、**行政代執行が終了し、費用納付命令を発出した法人が、清算手続きを開始した場合は、債権がある旨の届出を行い、費用徴収に努める**必要がある。

6章 行政代執行

6.6 代執行後の土地及び代執行において設置した工作物の管理

- 代執行により自治体が設置した工作物は、①本来、土地所有者や原因行為者が設置すべきものを、行政が代わりに設置するものであり、また、②公の目的に供用され不特定多数の者が利用できる物とは基本的に異なることから、**国家賠償法第2条の「営造物」にはあたらない。**

◆土地所有者等の代わりに自治体が工作物を設置した場合

- 土地所有者等の代わりに自治体が工作物を設置した場合（仮排水工、蛇籠工、土嚢積み工、防護柵工などによる工作物の設置）、当該工作物は、本来、土地所有者等が本来設置すべきものを行政が代替的作為義務を代わりに履行して安全な状態を維持するために設置するものであり、土地所有者等に対しては、土地の保全努力義務が課されることから、**当該工作物は土地所有者等が所有・管理すべきである。**
- 一方、代執行後の工作物の管理については、土地所有者等の維持管理が困難になることも想定されるため、必要に応じて、**事前に土地所有者等と協議し、土地所有者等が代執行後の土地の管理を適切にできるかどうか考慮した上で、災害防止措置の内容を検討し、土砂の撤去など、可能な限り、維持管理しやすい工法**にすることも考えられる。
- なお、土地所有者等と協議した場合には、後でトラブルにならないよう、**文書により同意を確認するとともに、工作物の維持管理が適切になされるよう必要な条件を付すことを検討することが望ましい。**

◆土地所有者等以外の原因行為者の代わりに自治体が工作物を設置した場合

- 土地所有者等以外の原因行為者の代わりに自治体が工作物を設置した場合、当該工作物は、本来、原因行為者が設置すべきものを行政が代わりに設置するものであり、また、仮に代執行によらず原因行為者が当該工作物を設置する場合、土地所有者等と当該工作物の所有や管理について協議するものであることから、**当該工作物は原因行為者又は土地所有者等が所有・管理すべきものである。**
- 工作物の所有や管理の主体が決まらない場合は、当該工作物は不動産に付着して分離復旧することが社会経済上不利な状態であり、その土地に附合することが通例であることや、土地所有者等に対しては、前記のとおり土地の保全努力義務が課されることを踏まえ、**土地所有者等が当該工作物を所有・管理するものと整理することが考えられる。**
- なお、応急対策工事等により設置される工作物については、物理的には比較的容易にその土地から取り除くことが可能な場合もあるが、当該工作物は、災害発生を防止するために必要的に設置されるものであり、社会経済的に分離復旧することは明らかに不適当な場合であるので基本的に**土地に附合しているものと取り扱って差し支えない。**
- 一方、代執行後の工作物の管理については、原因行為者や土地所有者等の維持管理が困難になることも想定されるため、**必要に応じて、事前に原因行為者や土地所有者等と協議し、代執行後の土地の管理を適切にできるかどうか考慮した上で、災害防止措置の内容を検討し、土砂の撤去など、可能な限り、維持管理しやすい工法**にすることも考えられる。
- なお、原因行為者や土地所有者等と協議した場合には、後でトラブルにならないよう、**文書により同意を確認するとともに、工作物の維持管理が適切になされるよう必要な条件を付すことを検討することが望ましい。**

7章 刑事告発（概要）

7.1 趣旨 ⇒P.59

7.2 告発に向けた基本的な考え方

- 告発の姿勢 ⇒P.60
 - ・公務員は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨規定されている趣旨を踏まえ、悪質性の高い違反行為については速やかに告発の検討を開始しなければならない。
 - ・また、違反と疑われる行為を発見した段階で、早期に警察に報告し、その後の対応について相談する。
- 法人処罰の考え方 ⇒P.60
 - ・事業主が相当の注意及び監督が尽くされたとはいえない場合には、原因行為者のほか、事業主についても、併せて告発を行うことで事業主の責任を適切に問うことが重要である。
- 告発と行政処分との位置づけ ⇒P.60
 - ・監督処分や改善命令などの行政処分は、要件を充足する場合には躊躇することなく発令すべきであり、告発や刑事処罰を理由としてこれらの行政処分を留保したり、控えたりしてはならない。
 - ・違反行為について検察官に送致（付）されたり公訴が提起された場合には、原因行為者が情状の酌量を求めるために監督処分や改善命令に従うことも考えられる。よって、命令書の交付は、遅くとも公判手続の段階までに行うなど速やかにかつ効果的にその履行が期待できる時期に実施することが望ましい。

7.3 告発の手順 ⇒P.61

- 告発から刑確定までの流れ

7.4 留意事項

- 捜査機関との十分な協議 ⇒P.62
- 証拠資料の収集に当たっての留意事項 ⇒P.62
- 弁護士や有識者、警察、検察官等との連携 ⇒P.62
- 命令違反の罪による告発における命令の正当性
- 控訴できる期間、犯罪の成立時期 ⇒P.63
- 捜査への協力

7章 刑事告発

7.1 趣旨

- 本法には、**法第55条以下に罰則規定が設けられており**、無許可工事の罪（法第55条第1項第1号及び第2号）等の犯罪が規定されている。
- **法人の代表者や従業者等が法に規定する犯罪を行った場合には、行為者を罰するのみならず、その法人に対しても罰金刑が科せられている（法第60条）。**
- 告発は、犯罪の被害者や犯人ではないその他の者が、警察や検察官といった捜査機関に対して犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求める意思表示である。

7.2 告発に向けた基本的な考え方

◆告発に向けた自治体の基本的な考え方

①告発の姿勢

- 公務員は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨規定されている趣旨を踏まえ、悪質性の高い違反行為については速やかに告発の検討を開始しなければならない。また、違反と疑われる行為を発見した段階で、早期に警察に報告し、その後の対応について相談する。

②法人処罰の考え方

- 法人が相当の注意及び監督が尽くされたとはいえない場合には、**原因行為者のほか、事業主についても、併せて告発を行うことで法人の責任を適切に問うことが重要である。**

③告発と行政処分との位置付け

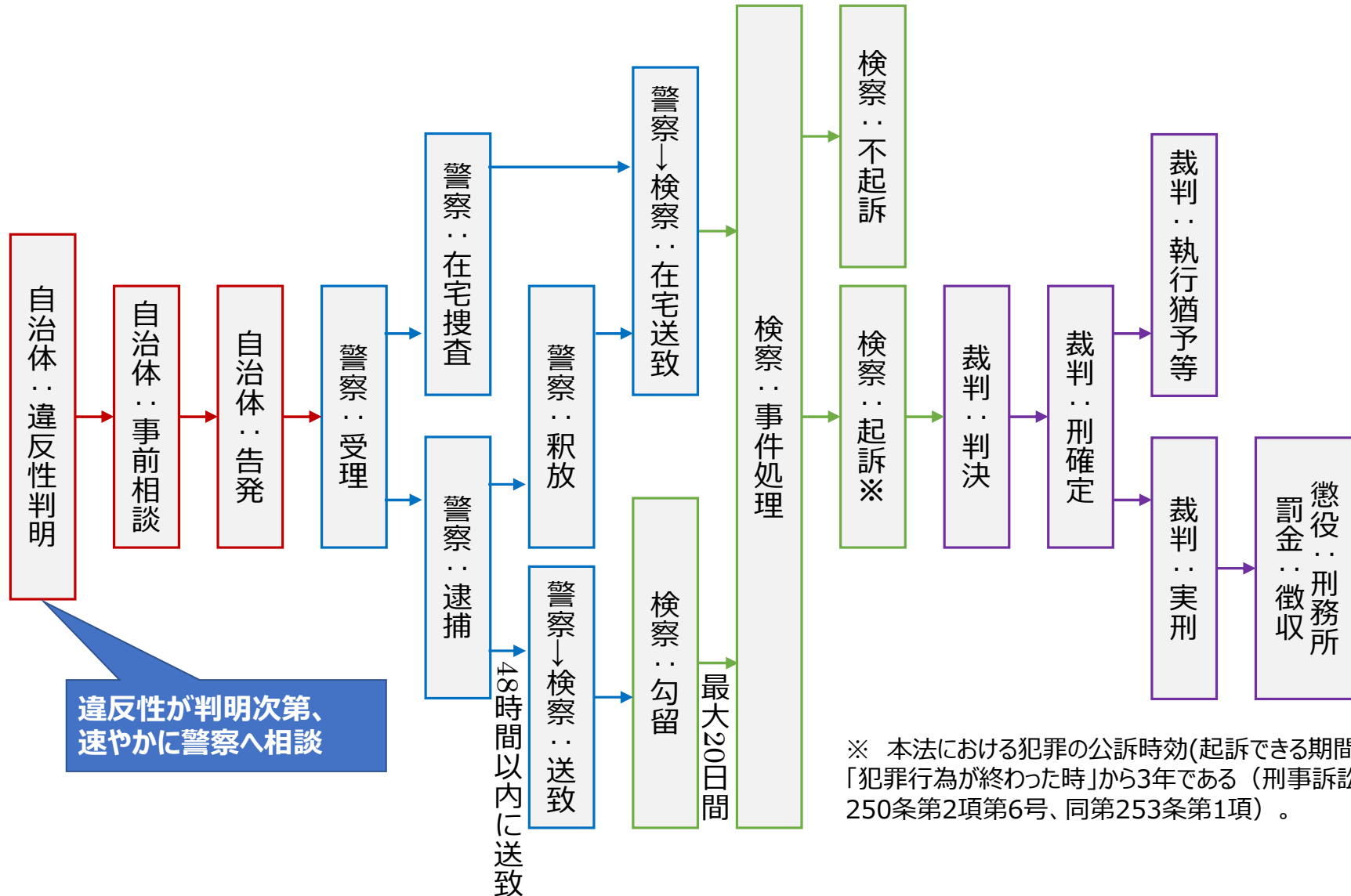
- **監督処分や改善命令などの行政処分は、要件を充足する場合には躊躇することなく発令すべき**であり、告発や刑事処罰を理由としてこれらの行政処分を留保したり、控えたりしてはならない。
- 違反行為について検察官に送致（付）されたり公訴が提起された場合には、原因行為者が情状の酌量を求めるために監督処分や改善命令に従うことも考えられる。よって、命令書の交付は、遅くとも公判手続の段階までに行うなど**速やかにかつ効果的にその履行が期待できる時期に実施することが望ましい。**

7章 刑事告発

7.3 告発の手順

◆ 告発から刑確定までの流れ

- 告発や逮捕、刑確定の手順は、以下の流れの通りである



7章 刑事告発

7.4 留意事項

◆ 捜査機関との十分な協議

- 告発の受理及びその後の捜査を円滑にするため、行為者の氏名又は名称、周辺住民からの事情聴取、過去の行政指導の状況、違反行為を確認した日時、違反行為の内容などについて、できる限り客観的資料によって明らかにし、告発を行う前に告発対象となる違反行為の内容等について、**捜査機関と十分に協議することが重要**である。
- 告発に必要な資料およびひな形を参照して、警察と密に連携し証拠書類を収集すること。

◆ 証拠資料の収集に当たっての留意事項

- 資料の収集については、違反状況が一見して分かるように可能な限り写真や動画を撮影する。写真を撮影する場合は、撮影日時がわかるようタイムスタンプ（日時）を入れ、盛土等の状態、施行状況等が分かるよう様々な角度や距離から複数枚撮影することが望ましい。盛土の規模や状態等を記録する場合はスケールが分かるようポールやメジャー等を活用することが重要である。
- 被告発人の言動等を証拠書類とするためには、発言内容等を記録できるよう複数人で対応することが望ましい。

◆ 弁護士、有識者、警察、検察官等との連携

- 犯罪の成否の判断にあたっては、法律の専門知識や盛土等についての技術的な知見も要することから、告発を検討する際は、弁護士や有識者等とも連携することが極めて有効である。
- 刑事手続きが進んだとしても、自治体は傍観することなく、**証拠資料の提出等により、警察や検察官と連携を密にし、捜査に可能な限り協力**をすること。

◆公訴できる期間、犯罪の成立時期

- 告発すべき犯罪の嫌疑を把握したときは、公訴の時効を念頭に置いて、速やかに捜査機関へ相談をするとともに、告発の準備を開始するべきである。
- 命令違反の罪のうち作為義務命令違反にかかる犯罪は、**命令の内容が履行されないまま履行期限を経過した時点で成立**する。
- また、**履行期限経過前であっても、命令書において定めた「履行条件」に従わない場合には命令違反とみなす旨記載したにもかかわらず、これを根拠なく怠った場合**には、履行期限までに履行する見込みのないことが客観的に明らかであるとして、**履行期限の経過を待たずに、履行条件に違反した時点をもって犯罪が成立**することもある。
- 作為義務の命令に当たっては、履行期限だけでなく、積極的に着手期限も明示するとともに、対象者の履行が見込めないと判断されるときは、対象者の履行の意思を確認し、その回答を記録・保存しておくことが肝要である。

8章 その他（概要）

8.1 法人が解散した場合の取り扱い

- 法人が存続する期間 ⇒P.65
- 法人が不法・危険盛土等を行った場合の命令相手と罰則の適用 ⇒P.65
- 法人が解散している場合の命令・報告徴取の相手方 ⇒P.66
- 命令を行った法人が解散した場合の行政代執行及び費用徴収 ⇒P.66

8.2 土地所有者等が外国人であった場合の対応

- 原因行為者、土地所有者等が外国人であった場合の行政処分
- 原因行為者、土地所有者等が外国人であった場合の費用徴収
- 原因行為者、土地所有者等が外国人であった場合の刑事告発

8.3 所有者不明土地における不法・危険な盛土等への対応方法

- 土地所有者探索の過程で登記簿上の土地所有者の死亡が確認された場合の対応方法
- 相続人に相続放棄があった場合の対応方法

8.4 土石の堆積が不法・危険盛土等とならないための対応方法

- 「盛土」の疑いがある「土石の堆積」を把握した場合の対応方法 ⇒P.67
- 当該工事が許可対象である場合の対応（許可申請された土石の堆積への対応、無許可の土石の堆積への対応） ⇒P.68
- 当該工事が許可対象ではない場合（届出対象）の対応（届出された土石の堆積への対応、無届出の土石の堆積への対応） ⇒P.69

8.5 一体性の判断方法

⇒P.70～73

- 許可対象規模未滿の盛土等を繰り返し行い、許可制度から逃れようとする場合が想定されることから、盛土等の一体性を判断し、適切に対処する
- 同一の事業者が隣接・近接して盛土等を行っている場合は一体の盛土等と扱う

8章 その他

8.1 法人が解散した場合の取扱い

◆法人が存続する期間

- 不法・危険盛土等を行った法人について解散手続が開始された場合であっても、**清算の終了または破産手続完了までは、当該法人に対して責任追及を行うことができる。**

◆法人が不法・危険盛土等を行った場合の命令相手と罰則の適用

【1 - 1. 不法盛土の場合（区域指定後に無許可で盛土を行った場合）】

- **無許可で盛土を行ったことをもって、直接罰則が適用可能。**
 - 刑が科されるのは個人であることが前提となるため、実際に盛土等を行った原因行為者（代表者等）に対して、罰則が適用されるとともに、法第60条第1号の両罰規定に基づき、法人に対しても、罰則が適用される（法人重科が適用される。）。
 - **法人が解散している場合は、法人に対して罰則は適用されない。**

【1 - 2. 不法盛土の場合（区域指定後に監督処分（災害防止措置命令等）に従わなかった場合）】

- **不法盛土等に対する監督処分（災害防止措置命令等）に従わなかった場合、命令違反の罰則が適用可能。**
 - 不法盛土等を行った工事主（法人）に対して、監督処分（是正命令）。
 - 工事主が命令に違反した場合、違反者（代表者等）に対して、命令違反の罰則を適用するとともに、法人に対しても罰則が適用される（法人重科が適用される。）。
 - 命令時点で既に法人が解散している場合は、実際に盛土を行った行為者（代表者等）を工事主として扱い、**工事主（代表者等）に対して監督処分（是正命令）を行い、当該命令に違反した場合、違反者（代表者等）に対して、命令違反の罰則を適用。**

【2. 危険盛土の場合（区域指定前に危険な盛土を造成した場合）】

- **危険盛土等に対する改善命令に従わなかった場合、命令違反の罰則が適用可能**
 - 危険盛土の造成を行った者（法人）に対して、改善命令。
 - 当該原因行為者が命令に違反した場合、違反者（代表者等）に対して、命令違反の罰則を適用するとともに、法人に対しても、罰則が適用される（法人重科が適用される）。
 - 命令時点で既に法人が解散している場合は、**実際に盛土を行った原因行為者（代表者等）に対して改善命令を行い、命令に違反する場合、違反者（代表者等）に対して、命令違反の罰則を適用。**

8章 その他

8.1 法人が解散した場合の取扱い

◆ 法人が解散している場合の命令・報告徴取の相手方

- 命令すべき**法人が解散している**場合、**実際に盛土を行った原因行為者（代表者等）**に対して命令を行う。
- 具体的には、従業員に不法・危険盛土等の行為を指示した法人の代表者・役員等や、不法・危険盛土等の行為が行われていることを知りながら、それを阻止する措置を講じなかった代表者・役員等の「**盛土行為への関与が認められる代表者・役員等**」のほか、本来管理・監督する立場にありながら、何ら注意を払わず、その結果、不法・危険盛土等の行為を見過ごすに至った代表者・役員等の「**その職務を行うにつき悪意又は重過失があり、そのために不法・危険な盛土等の行為を招いたものと認められる代表者・役員等**」が対象になる。
- また、**不法・危険盛土等を行った法人が既に倒産している場合**、**実際に盛土等の行為を行った者を**、当該土地の占有者と扱い、報告徴取の対象とする。

◆ 監督処分・改善命令を受けた法人が解散した場合の行政代執行及び代執行費用の徴収（再掲）

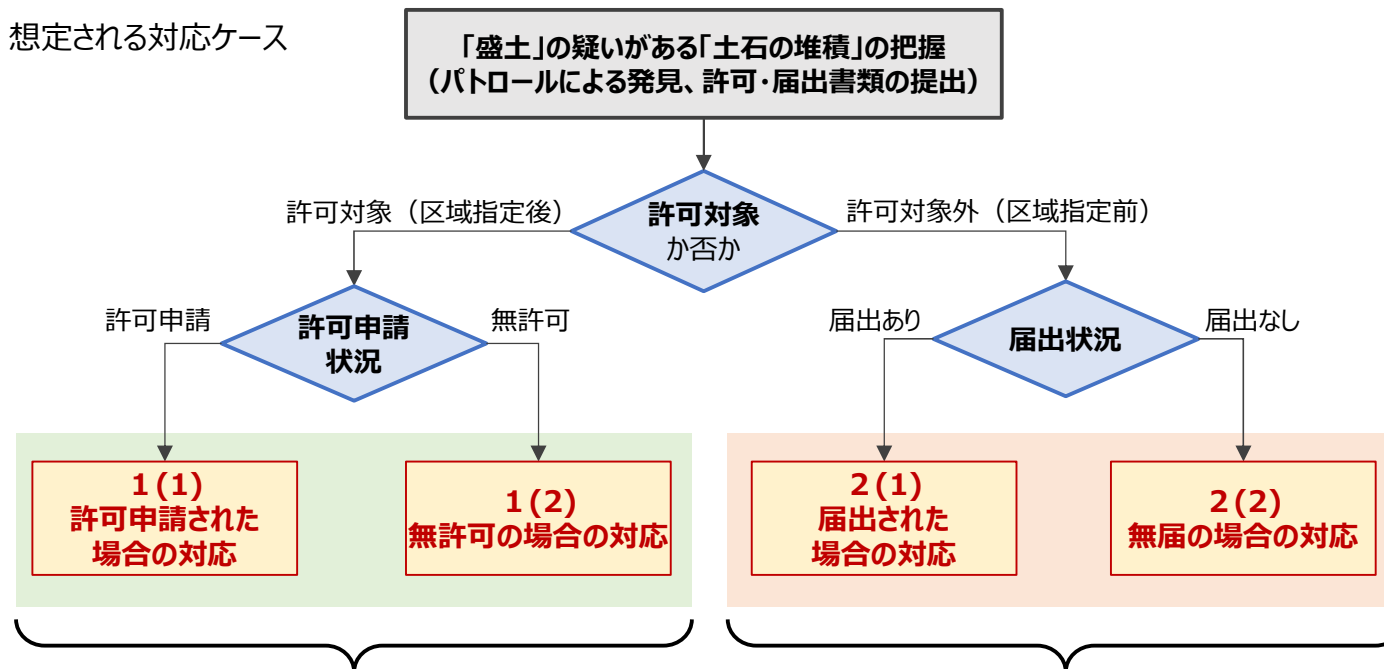
- 命令を受けた法人が倒産した場合、行政代執行費用の徴収が困難になることから、**予め費用徴収権を確保するため、法人に加えて、盛土を行った行為者（代表者等）に対しても命令を行うことが望ましい。**
- また、仮に、代表者等に命令を行っていなかった場合で、命令を受けた法人が**行政代執行前に倒産した場合は、費用徴収権を確保するため、盛土を行った行為者（代表者等）に対しても命令を行って差し支えない。**
- また、**行政代執行が終了し、費用納付命令を発出した法人が**、清算手続きを開始した場合は、**債権がある旨の届出を行い、費用徴収に努める**必要がある。

8.4 土石の堆積が不法・危険盛土等とならないための対応方法

◆ 「盛土」の疑いがある「土石の堆積」を把握した場合の対応方法

- パトロールや許可・届出書類から規制対象規模以上の「盛土」の疑いのある「土石の堆積」を把握した場合、当該土石の堆積に関する工事が**許可対象規模であるか否かを確認**した上で、許可申請・届出内容の確認（机上調査）、立入検査、報告徴取及び現地周辺での聞き取り調査等を実施し、**「盛土」と「土石の堆積」の判別及び違反性・危険性の判断を行う。**
- **「盛土」と「土石の堆積」は、要求される技術的基準が異なり、それに応じて許可基準や勧告・改善命令の判断（危険性の判断基準・把握方法）も変わってくるため、いずれに該当するかを的確に判別し、対応する必要がある。**
- また、仮に「土石の堆積」と判断した場合であっても、その後、当該土石の堆積が放置された結果、不法・危険盛土等に変化する可能性もあるため、**工事中、当該土石の堆積が適切に管理されるよう注意し、必要に応じて行政処分を行うことを検討**されたい。

■ 想定される対応ケース



1. 許可対象となる行為への対応

2. 届出対象となる行為への対応

8章 その他

8.4 土石の堆積が不法・危険盛土等とならないための対応方法

◆ 当該工事が許可対象である場合の対応

(1) 許可申請された土石の堆積への対応

ア. 許可申請時の対応

- ・「土石の堆積」が長期にわたり放置されないよう、盛土規制法では、申請者に申告させる**事業期間の上限（5年間）を運用上設けること**としている。
- ・許可申請時、**事業目的（ストックヤード、他事業に流用するまでの一時堆積等）、工事主の資力・信用度、工程の概要等が適切であるか**を確認し、「盛土」を「土石の堆積」と偽るなどの**虚偽申請の有無、土石の堆積が不法・危険盛土等に変貌する可能性**の高低を見極め、許可又は不許可を判断されたい。
- ・また、「ストックヤード」としての申請である場合には、**事業計画や運営の際の安全管理体制**などが具体的に想定されているか、「他事業に流用するまでの一時堆積」としての申請である場合には、長期間の放置を防止するため、**具体的な流用先**が想定されているかなどを確認すること。

イ. 許可後の対応

- ・放置されるおそれのあるものについては、定期報告やパトロール等により監視し、技術的基準違反や許可条件違反などが認められた場合、行政指導や監督処分（許可取消処分・災害防止措置命令）を行う。
- ・許可後、工事の計画の変更の許可申請があった場合には、工事の計画の変更については厳しく審査し、**施行状況等を踏まえ申請内容を審査し、事業として適切に運用されている場合など、工事が安全に実施される可能性が高い場合には、許可**とする姿勢で対応されたい。

(2) 無許可の土石の堆積への対応

- ・無許可で「盛土」と疑われる「土石の堆積」を発見した場合で、工事関係者を確知できた場合は、**工事内容や施行状況を聴取し、「盛土」が「土石の堆積」であるかを判断し、監督処分による災害防止措置命令**を行う。
- ・なお、**工事関係者を確知できず、放置されている場合は、当該土石が除去されることはない**と判断し、「盛土」として、**土地所有者等に対して監督処分（災害防止措置）**を行う。

8章 その他

8.4 土石の堆積が不法・危険盛土等とならないための対応方法

◆ 当該工事が許可対象ではない場合（届出対象）の対応

（１）届出された土石の堆積への対応

- 「土石の堆積」として、届出があった場合、届出内容を確認し、危険な場合には、工事内容について聞き取った上で、**工事の施行状況等を踏まえ、「盛土」が「土石の堆積」であるかを判断し、**勧告や改善命令を行う。
- また、ただちに危険ではないものの、**放置されて危険な状態になることが予見されるものについては、パトロール等の監視を強化**する。
- 届出受領時、**工事の施行状況、事業目的（ストックヤード、他事業に流用するまでの一時堆積等）、「ストックヤード」としての申請である場合には、事業計画や運営の際の安全管理体制などが具体的に想定されているか、「他事業に流用するまでの一時堆積」としての申請である場合には、長期間の放置を防止するため、具体的な流用先が想定されているかなどを確認**する。
- それに加えて、**工事内容や施行状況等を聴取し、「盛土」が「土石の堆積」であるかを判断した上で、災害発生の危険がある場合には、勧告や改善命令**を行う。

（２）無届の土石の堆積への対応

- 無届の「盛土」と疑われる「土石の堆積」を発見した場合で、工事関係者を確知できた場合は、**工事内容や施行状況等を聴取し、「盛土」が「土石の堆積」であるかを判断した上で、災害発生の危険がある場合には、勧告や改善命令**を行う。
- なお、工事関係者を確知できず、**放置されている場合は、当該土石が除去されることはない**と判断し、「盛土」として、**土地所有者等に対して改善命令**を行う。
- また、ただちに災害発生のおそれがあるとはいえないものの、**長期間放置された場合には危険な状態になることが予見されるものについては、報告徴取やパトロール等の監視**を行う。

8章 その他

8.5 一体性の判断方法

- 許可対象規模未満の盛土等を繰り返し行い、許可制度から逃れようとする場合が想定されることから、盛土等の一体性が認められるか判断し、適切に対処しなければならない。
- 盛土等の一体性は、「事業者の同一性」、「物理的一体性」、「機能的一体性」、「時期的近接性」の観点から総合的に検討する。

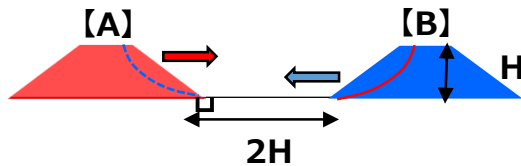
◆盛土等の一体性を判断するための4つの観点

- **物理的一体性**（盛土等が隣接している等、一体と見なせる場合）
 - 複数の盛土等が隣接しており、外形上一体の盛土等を形成する場合（隣接）
 - 盛土等が崩落した場合に他方の盛土等に作用し、「両者の盛土等が一体して崩落や土石流化するおそれ」もしくは「他方の盛土等の安全性に影響を及ぼし得るおそれ」のある場合（近接）
 - 同じ場所に盛土等が繰り返し行われ混然一体となっている場合（一体不可分）
- **事業者の同一性**（事業者が実質的に同一主体と認められる場合）
例：盛土等を行った異なる名義の事業者が、親子会社であり関連性がある場合
複数の盛土等を、同一人物により複数の名義で行われている場合
- **機能的一体性**（事業的、計画的に行われる等、同じ目的をもって複数の盛土等が行われた土地が利用され、相互に関連している場合）
- **時期的近接性**（盛土等が行われた時期が近い場合）

◆ 物理的一体性（他の盛土と一体的な挙動を示しうるケース（近接））

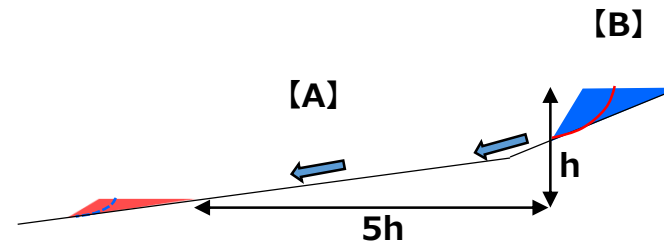
- 複数の盛土等が「近接」しており、盛土等が崩落した場合に他方の盛土等に作用し、「両者の盛土等が一体して崩落や土石流化するおそれ」もしくは「他方の盛土等の安全性に影響を及ぼし得るおそれ」のある場合は以下が該当し得る。

【平地盛土】



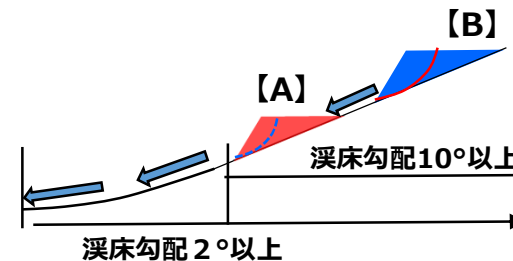
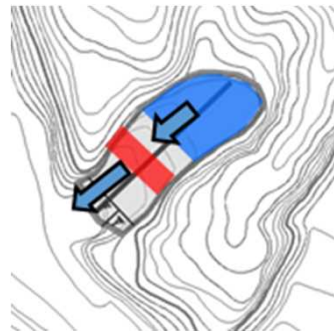
- **判断基準**：盛土間の離隔が $2H$ 以内
土石の堆積の空地と同様に、崩壊事例に基づく崩土の移動距離より盛土間の離隔を想定。一方の盛土が崩壊することによって、他方の盛土の排水機能等を損なわせ、盛土が不安定化することが考えられる。

【腹付盛土】



- **判断基準**：盛土間の離隔が $5h$
治山技術基準等に示される崩壊土砂の到達範囲をもとに盛土間の離隔を想定。

【谷埋盛土】



- **判断基準**：溪流等（**溪床勾配 10° 以上・全幅 $50m$ を基本とする範囲**）において盛土が上下に位置する場合
溪流等の盛土と同様に、土石流が流下するおそれのある溪流の範囲として溪床勾配 10° 以上の範囲を想定。
本範囲に盛土が一部でも入ったら、他の盛土と一体的な挙動を示しうるケースに該当。

8.5 一体性の判断方法

◆ 一体性の判断方法及び行政対応方法（ケース1）

- 「事業者の同一性」が認められ、かつ「物理的一体性」も認められる場合には**一体の盛土等**であるとして**行政処分の対象**とする。また、「機能的一体性」や「時期的一体性」は事業者が一体的に盛土等を行っている疑いがあるか判断する端緒となり、「事業者の同一性」を判断するため補完的に用いる。
- 一体の盛土等への行政処分については、監督処分と改善命令があるが、その適用については**個々の盛土等が規制区域指定後に行われたかどうかによって判断**する。
- 例えば、個々の盛土等が**規制区域指定後に行われている場合は監督処分の対象**とし、**規制区域指定前に行われている場合は改善命令の対象**となる。
- また、規制区域指定前の盛土等と規制区域指定後の盛土等に一体性が認められる場合、規制区域指定前の盛土等については、許可の対象ではないため、このような一体の盛土等は改善命令の対象となる。（規制区域指定後の盛土等が許可対象規模を超えていた場合は監督処分の対象になる。）

◆ 一体性の判断方法及び行政対応方法（ケース2）

- 「事業者の同一性」が認められない場合であっても、複数の事業者が同じ土地に盛土等を行い、**一体不可分の盛土等が形成された場合については、一体と見なし、行政処分の対象**とする。
- 命令相手は、原則、規制対象規模を超える盛土等を行った者とする。
- 特定した関係者が行った盛土等の造成時期や規模が明らかでない場合は、特定できた関係者全てを命令対象として行政処分を検討する。
- 弁明の機会等により、規制対象規模未滿の盛土等を行ったことや、その土地で先行して行われた盛土等の存在を知りえなかったことが立証できた者については、命令の対象外とし、その範囲を除いた範囲で残る命令対象者対して命令する。

8.5 一体性の判断方法

◆ 区域指定前から行われている盛土等の判断方法

- 規制区域指定前から行われている盛土等については、規制区域指定後21日以内の届出（法第21条第1項）が定められており、これにより把握が可能である。
- 規制区域指定日から21日以内に届出された場合であって、**その届出内容以上に工事されている場合は**、変更理由が合理的であるか判断し、**合理的と認められない範囲は規制区域指定後の盛土等**と判断する。
- **届出なく工事されている場合は、原則、規制区域指定後の範囲については許可対象**として扱う。ただし、工事が区域指定前からの計画である証拠がある場合は総合的に判断することも考えられる。

1章 関係部局との連携の在り方

1.1 関係法令担当部局等との連携

(1) 関係法令所管部局等間の連携

1) 土地利用規制担当部局

- ・許可・届出の手續情報の共有
- ・パトロール協力による発見・監視
- ・複数の法令違反等がある場合、所管部局が連携して立入検査や行政処分等を実施

⇒P.76

2) 公共施設管理担当部局

- ・パトロール等により、不法・危険盛土等を発見した場合の情報共有
- ・公共施設に被害を及ぼすおそれのある場合の連携

⇒P.77

3) 環境担当部局

- 廃棄物規制担当部局：行政対応した場合の情報共有、廃棄物混じり盛土等への対応における連携、盛土規制法に違反し刑が処された廃棄物処理業者に対する営業停止処分、許可取消処分

- 土壌汚染担当部局：発見した不法危険盛土等に土壌汚染が疑われる場合の連携

4) 資源有効利用促進法等担当部局

- ・建設現場合同パトロールにおいて無許可地等への搬出を発見した場合の情報共有
- ・搬入元の建設会社や登録ストックヤード運営事業者の情報共有
- ・盛土規制法に違反し、刑に処された建設業者に対する営業停止処分又は建設業許可の取消処分

5) 太陽光発電担当部局

- ・再エネ特措法の認定事業者が、不法・危険盛土等に太陽光発電施設を設置し、盛土規制法に違反している場合、連携して是正措置を求める（違反が解消されない場合は認定取消し）

6) その他部局等

- 法務部局：行政処分や告発時の弁護士相談も含めた法務確認
- 防災部局：不法・危険盛土等の周辺地域住民への周知、避難計画、応急対応における相互連携

(2) 都道府県と市町村間の連携

1) 都道府県と管内市町村間の連携

- ・定期的な連絡会議等により、許可・届出の手続き情報、不法・危険盛土等の現況、パトロール状況等を共有
- ・監視・発見のためのパトロールの連携
- ・市町村は、住民から通報を受けた場合や不法・危険盛土等を発見した場合は速やかに都道府県に通報
- ・不法・危険盛土等の発見後、市町村は、地域住民等に周知、避難体制の確保、原因行為者の発見や工事の施行状況の確認など都道府県に協力

2) 都道府県間の連携

- ・定期的な連絡会議等により、都道府県や市町村界を跨ぐ土砂の搬入情報等を共有
- ・原因行為者等の照会

1.2 警察との連携

⇒P.78

- ・日常的な行政対応（連絡会議や人事交流等により連絡体制構築）
- ・不法・危険盛土等の監視・発見（違反性・危険性が高い事案は早めに相談）
- ・立入検査・報告徴取・行政指導・行政処分（事前相談、相手方からの被害を被ることが予想される場合は、同行等の支援を依頼）
- ・刑事告発（警察との事前協議、告発から送致（付）までには時間を要するが多いため早めに相談）

2章 民間事業者等との連携の在り方

2.1 関係業界団体等との連携

⇒P.79

- ・民間団体と協定を締結し、違法性・危険性が疑われる盛土等の発見時に情報提供を求める取り組み

2.2 有識者・コンサルタント等との連携

⇒P.79

- ・有識者等技術系専門家の顧問制度の導入、コンサルタント等との技術協力協定の締結

1章 関係部局等との連携の在り方

1.1 関係法令担当部局等との連携

◆ 盛土規制法所管部局との連携が想定される部局

- 土地利用規制担当部局（農地法、森林法、都市計画法、砂防法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法や盛土等条例等）
- 公共施設管理担当部局
- 環境担当部局（廃棄物規制担当部局、土壤汚染担当部局）
- 資源有効利用促進法等担当部局
- 太陽光発電事業担当部局
- その他部局（法務部局、防災部局）

◆ 土地利用規制部局との連携

- 各段階における土地利用規制部局との連携が可能な事項は以下の通りである。

行政対応の流れ		関係法令担当部局間の連携
	日常的な行政対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常的な連携体制の構築（定期的な連絡会議の開催、人事交流等） ● 不法・危険盛土等に係る通報、各関係法令における申請手続きの状況等について共有 ● 各関係法令の規制区域や規制対象規模を予め共有
各不法・危険盛土事案に対する対応	不法・危険な盛土等の監視・発見	<ul style="list-style-type: none"> ● パトロールや住民等の通報により不法・危険盛土等を発見した場合の情報共有 ● 各部局の規制対象かどうかの確認 ● 複数の法令で規制対象に該当する不法・危険盛土等は、パトロールの共同実施、パトロール範囲の分担
	立入検査・報告徴取	<ul style="list-style-type: none"> ● 各法令に基づき必要な立入検査や報告徴取を実施（効果的な場合は連携した合同立入検査等を実施） ● 立入検査や報告徴取で得られた情報の共有
	行政指導・勧告 行政処分	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別事案の連絡会議等により、不法・危険盛土等の諸元などの基本情報、対応状況、同じ違反者の別事案における指導状況等の共有 ● 複数の法令に違反する場合は、各法令に基づき各処分内容の整合性を図った上で行政処分等を行い、対応状況を逐一共有 ● 合同で行政処分等を行うことが効果的な場合は、連携して行政処分等を実施
	行政代執行	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係者間で対策方法等の実施内容について情報共有し、実施内容の整合を図る
	刑事告発	<ul style="list-style-type: none"> ● 告発に必要な情報を共有し、合同で告発するのが効果的な場合は合同で告発を実施

1章 関係部局等との連携の在り方

1.1 関係法令担当部局等との連携

◆ 廃棄物規制担当部局との連携

- 各段階における廃棄物規制担当部局との連携が可能な事項は以下のとおりである。

行政対応の流れ		廃棄物規制担当部局との連携
<div style="border: 1px solid green; padding: 5px; display: inline-block;">日常的な行政対応</div>		<ul style="list-style-type: none"> 連携体制の構築のため定期連絡会議を実施し、不法・危険盛土等の情報を共有する。 盛土の許可等の手続き状況や盛土台帳による情報、廃棄物処理業者の盛土規制法違反に関する罰則の適用状況等、両法に基づく適正な運用に必要な情報を共有する。 人事交流を実施する。
各不法・危険盛土事案に対する対応	全体	<ul style="list-style-type: none"> 盛土規制法、廃棄物規制担当部局双方において、行政対応をした場合には随時情報共有を行う。
	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">不法・危険な盛土等の監視・発見</div>	<ul style="list-style-type: none"> 盛土規制法、廃棄物規制担当部局双方で協力し、パトロール実施時や住民等の通報により不法・危険盛土等や廃棄物混じり盛土等を発見した場合は情報を共有する。
	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">現状把握 立入検査・報告徴取</div>	<ul style="list-style-type: none"> 盛土規制法、廃棄物規制担当部局双方で連携して立入検査を実施する。 報告の徴収等により得た情報を必要に応じて共有する。
	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">行政指導・勧告 行政処分</div>	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の混入状況等、事案に関する情報や対応状況の共有、相談等を行い、必要に応じて連携して行政指導を実施する。 各法令に基づき各処分内容の整合性を図ったうえで行政処分を行い、対応状況を共有する。
	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">行政代執行</div>	<ul style="list-style-type: none"> 盛土規制法に基づく行政代執行を実施している最中に盛土内から廃棄物を発見した場合は、廃棄物規制担当部局に情報共有するとともに、廃棄物処理法に基づく措置命令等の行政処分や行政代執行の実施等の対応を相談する等、連携して対応する。
	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">刑事告発</div>	<ul style="list-style-type: none"> 盛土規制法の違反により刑が処された場合は、廃棄物処理法に基づき以下のとおり営業停止又は廃棄物処理業許可の取消しの可能性があるため、違反が認められる段階から廃棄物規制担当部局へ情報提供し相談すること。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 盛土規制法の違反により禁固刑に処された場合 ➢ 盛土規制法の違反により繰り返し罰金刑に処される等、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある場合等

1章 関係部局等との連携の在り方

1.2 警察との連携

◆警察との連携

- 各段階における警察との連携が可能な事項と注意点は以下のとおりである。

行政対応の流れ	警察との連携が可能な事項と注意点
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;"> 日常的な 行政対応 </div>	<ul style="list-style-type: none"> 不法・危険な盛土等が発見された場合に、警察との連携を円滑に行うことができるよう、定期的に連絡会議を開催し、必要に応じて自治体の本法担当部局に都道府県警からの出向又は派遣職員を配置するなど、人事交流等により連絡体制を構築しておく必要がある。 違反性・危険性が高い事案について警察に通報がなされた場合には、速やかに情報提供を受けることができるよう連絡体制を整えておくことが望ましい。
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;"> 不法・危険な 盛土等の監視・発見 </div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;"> 立入検査・報告徴取・ 行政指導・行政処分 </div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;"> 刑事告発 </div>	<ul style="list-style-type: none"> 違反性・危険性が高い盛土等の事案を発見した場合は、警察へ早めに相談する必要がある。 警察への相談にあたっては、情報提供シート等を活用し情報を記録、整理しておくことが望ましい。
	<ul style="list-style-type: none"> 立入検査や報告徴取等により現状把握を行うにあたっては、適切に事実認定するため、警察に事前相談することが有効である。 相手方から危害等を被ることが予想される場合は、事前に警察に情報を共有し、同行等の必要な支援を依頼する。
	<ul style="list-style-type: none"> 告発を行うにあたっては、告発対象となる違反行為の内容等について警察と十分に協議する必要がある。 告発から送致（付）されるまでに時間を要する機会が多いことから、時効とならないよう余裕をもって告発するため、違反と疑われる行為を発見した段階で警察に一報し、違反性が判明次第、早めに警察に相談する。 捜査にあたっては、これまでの行政指導、立入検査等の実績やその内容が非常に重要であることから、適切に証拠資料を提出する必要がある。 捜査にあたって、同行を求められた場合、必要に応じて協力する。

2章 民間事業者等との連携の在り方

2.1 関係業界団体等との連携

◆関係業界団体等との連携

- 不法・危険盛土等を早期に発見するため、関係業界団体等と連携することも有効
- 不法投棄に対する対策事例では、不法投棄箇所を発見した場合の情報提供や、説明会や講習会の開催、車両にステッカーを貼り付ける等の取り組みを実施
- 開発事業に関係する民間団体と連携し、地域の違反開発事業や監視・発見に関する取組状況を共有

2.2 有識者・コンサルタント等との連携

◆有識者・コンサルタント等との連携

- 有識者等の技術系専門家の顧問制度を導入し、日常的に技術的な相談できる体制を構築
- コンサルタント等と技術協力協定を締結し、緊急対応が必要な事案などに対して、迅速に技術的支援を受けられる体制の構築